

知的財産推進計画 2014

2014年7月

知的財産戦略本部

「知的財産推進計画2014」目次

| | |
|-------------|---|
| はじめに | 2 |
|-------------|---|

重要施策

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進 7
2. 職務発明制度の抜本的な見直し 12
3. 営業秘密保護の総合的な強化 17
4. 国際標準化・認証への取組 21
5. 産学官連携機能の強化 24
6. 政府が中心となった人財育成の場の整備 28

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援 32

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備 . . . 39
2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化 43

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携 47
2. 模倣品・海賊版対策 54
3. コンテンツ人財の育成 57

(附表) 知的財産推進計画2014工程表

はじめに

2013年6月7日、知的財産戦略本部は、「知的財産政策ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定した。また、ビジョンのエッセンスは「知的財産政策の基本方針」として同日閣議決定されるとともに、その一部の施策は、現政権が掲げる経済政策「三本の矢」の一つである「日本再興戦略」にも反映されており、知的財産政策は我が国の産業競争力の強化に当たっての重要な取組の一つとして位置付けられている。

「知的財産政策の基本方針」においては、知的財産戦略本部がその設置から10年の節目を迎えたことを機に、これまでの取組を振り返るとともに、世界最先端の知的財産システムを構築するため、以下の3点を目標として設定した。

- ①他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システムを構築する。
- ②我が国の知財システムをアジア等における新興国のスタンダードとする。
- ③創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する。

これらの目標に向けて、ビジョンにおいては以下の4分野を政策の柱として、今後10年程度の中長期を見通した知的財産分野の政策課題と取組をまとめた。

- 第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- 第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- 第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- 第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

これを受け、知的財産戦略本部は、2013年10月25日に「検証・評価・企画委員会」の開催を決定した。同委員会においては、知的財産政策についてのPDCAサイクルを確立することが肝要であるとの認識に立ち、ビジョンに盛り込まれた施策のうち、特に重要な12の項目を抽出し、精力的に検証・評価を行った。今回取りまとめる知財推進計画2014は、検証・評価・企画委員会における議論を元に取りまとめるものであり、今後の知的財産推進計画の策定に当たっても、同委員会における議論を中心にPDCAサイクルを回すことにより、ビジョンに掲げられた一つの施策を、強力かつ着実に推進していく。

同委員会は、「検証・評価」にとどまらず、知的財産政策を巡る経済社会情勢の変化も踏まえ、施策の拡充と深化の視点からも議論を行った。

企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、特許権と営業・技術秘密を適切に使い分けて企業価値の最大化を目指すオープン・アンド・クローズ戦略の重要性が、企業のトップを含む経営層に浸透する中で、知的財産に関する国際紛争の激化や大規模な営業秘密・技術流出事案の発覚、TPP等の経済連携協定の動きは大いに社会の耳目を集め、産業競争力の観点から知的財産政策を一層推進することの必要性が認識されたところである。

また、2020年の東京へのオリンピック・パラリンピック競技大会の招致や、和食のユネスコ無形文化遺産への登録が決定したところであるが、こうしたイベント等は、我が国のソフトパワーを世界に発信する絶好の機会であり、このために必要となるコンテンツを巡る法制度の見直しや政策資源の重点的な投入についても、果敢に取り組んでいかななくてはならない。

一方で、昨今のIT化の進展に伴い、産業競争力を考える上で技術とコンテンツが密接に関与する場面が増えており、知的財産政策に関しても、産業財産権と著作権といったような従来の政策分野の分類法を越えた視点で、科学技術政策や文化政策、IT政策との融合を図りながら、検討を進めるべきである。

同委員会においては、以上の情勢認識に立ち、新たな課題の掘り起こしや施策について議論を行ったところであるが、とりわけ、関係各省・機関等に横串を刺して有機的に連携させることや、個別府省では施策の推進が難しい政策課題について、担当府省を後押しするような取組が必要と判断された5つの項目については、同委員会の下で開催したタスクフォース等において、「知財本部における最重点5本柱」として議論を展開した。その概要は以下のとおりである。

1. 職務発明制度の抜本的な見直し

前述のとおり、企業における特許権の扱いは、オープン・アンド・クローズ戦略における重要な要素であり、とりわけ、企業における職務上の発明については、産業競争力の強化の観点から、発明者帰属となっている現行の職務発明制度を見直すことがビジョンに盛り込まれた。

これを受けて、制度官庁である特許庁を中心として、職務発明制度に係る特許を受ける権利の帰属や対価請求権の在り方について議論が行われているところであるが、知的財産戦略本部としても、企業の経営層や一線の研究者双方から意見を聴取し、また、本件についての企業や研究者の認識に係るデータなど、議論の前提となる事実関係の定量・定性的把握を^{しろうよう} 慫慂するなどして、制度官庁における議論の加速を促した。

2. 営業秘密保護の総合的な強化

企業における営業秘密の扱いも、オープン・アンド・クローズ戦略における重要な要素である。企業等の競争力の源泉となる知的財産について、営業秘密として企業の内部に秘匿しブラックボックス化し、特許権と戦略的に使い分けることの重要性が増している。こうした中、日本企業からの営業秘密・技術情報の流出が明るみに出るケースが増えていることから、こうした秘匿化した営業秘密・技術情報の保護強化について、官民が一丸となって取り組む必要があるとの認識に立ち、官が取り組むべきこと、民が取り組むべきこと、官民が協力して取り組むべきことを精力的に議論した。

3. 中小・ベンチャー企業や大学の海外知財活動支援

中小・ベンチャー企業等は我が国の産業競争力の源泉であり、近年ではその優れた技術力を武器に、国内のみならず、新興国を中心として海外展開にもチャレンジする企業が現れてきている。海外展開に当たっては、知的財産により競合企業との差別化を図り、その競争力を維持・強化するための知的財産マネジメントがより重要となってくる。しかしながら、多くの中小・ベンチャー企業等においては、知的財産マネジメントに対する理解が不十分であり、また、人財や資金、情報の収集が決定的に不足しているというのが現状であることから、海外に進出した企業における失敗事例等を具体的に研究しつつ、課題を正確に把握し、その上で、中小・ベンチャー企業等が海外展開していくに当たっての知的財産面からの活動支援の在り方について精力的に議論を行った。

4. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

少子高齢化等を背景に趨勢的な人口減少が免れない社会情勢を前提とすると、国内におけるコンテンツ市場は早晚成熟し、コンテンツ産業は、その生き残りのためには海外に活路を求めるべく、「輸出産業化」していかなければならない。

国内で売れたコンテンツは翻訳を付ければ海外でも稼げるといった戦略から決別し、海外で売れるためにはどのようなコンテンツを製作することが必要かといった切り口から、国ごと、また、コンテンツごとの徹底した市場分析を行うといったマーケティングを本格化しなければならない。また、国内における製作の段階で、あらかじめ海外展開も視野に入れた著作権等の権利処理を円滑に済ませておくこと等を併せて行うことにより、コンテンツの海外展開を促進し、海外における日本のコンテンツの需要層の裾野を一層拡大していくことが必要である。

コンテンツは、グッズ等の周辺産業との連携、さらには日本ブランドの構築を通じて製造業・サービス業等の他産業への波及効果が期待できる産業である。株式会社海外需要開拓支援機構（以下、「クールジャパン機構」という。）や（一社）放送コンテンツ海外展開促進機構など、コンテンツ海外展開に関係する様々な支援制度・機関が官民の協力により立ち上げられており、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も決まり、我が国のコンテンツを海外に売り出す環境・気運は大いに盛り上がっている。こうした機運を捉えて、コンテンツを巡る法制度の見直しや政策資源の重点的投入についての議論を加速する必要がある。

以上述べたようなコンテンツ国際展開のモデルケースとして、音楽産業に焦点を当てて重点的に議論を行った。音楽産業は、国内市場の縮小や、配信ビジネスの登場による市場構造の変化を受け、海外展開への取組が喫緊の課題となっているからである。音楽産業の国際展開に係る課題と取り組むべき施策を整理するとともに、その結果を他のコンテンツ分野へと横展開していくための方策についても検討を行った。

5. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

我が国が有する文化資源を適切な形で蓄積し、整備することは、新たな産業や文化創造・教育の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものである。また、我が国が有する文化資源を効果的に海外に発信することは、海外における日本ブランドを構築し、最終的には海外からの観光客誘致などインバウンドへもつながる一連の経済的な効果を実現する役割も期待することができ、この観点からもアーカイブの整備が求められるところである。

しかしながら、一部の文化資源については、その滅失が懸念されており、また、財政的な制約等により継続的なアーカイブが実現していないという課題がある。このような観点から、文化資源の蓄積・整備、利活用が好循環を産みだすための効果的なアーカイブの構築のための方策や、限られた政策資源を前提として、どの分野のアーカイブを優先して取り組むべきかといった点を中心に議論を行った。

上記の「知財本部における最重点5本柱」に関しては、知的財産戦略本部が、その司令塔としての機能をしっかりと発揮することで、引き続き関連する取組を推進していくことが期待される。

知的財産戦略本部においては、ビジョンに盛り込まれた個々の施策について、継続的に進捗状況を確認し、ビジョンを踏まえた毎年度の行動計画を更新していく。また、ビジョン策定後の2年目の行動計画である知的財産推進計画2014においては、上記の「知財本部における最重点5本柱」を中心として、これらを含む12の主要政策課題を取り上げ、施策の展開を深掘りし、かつ、加速させる。

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進

(1) 現状と課題

《迅速な特許審査に向けての取組》

特許権の早期確定は、革新的発明の独占的实施による市場優位性の確保、重複研究の排除による研究開発効率の改善など、革新的技術を武器としてイノベーションに取り組む我が国の中小・ベンチャー企業やトップランナー企業の競争力強化にとって重要な取組である。

こうした観点から、我が国の知的財産政策の中で、特許審査の迅速化・効率化は最重要課題の一つであったところ、2013年度末には特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とする政府目標を達成した。

他方、特許庁のアンケート調査¹によれば、特許審査の迅速化については、審査請求から最終審査結果取得までの期間を重視している旨の意見も多く寄せられており、こうしたユーザーのニーズにも十分応える必要がある。

【審査のタイミングに関してどのようなニーズがあるか】²

| | 件数 | 割合 |
|---------------------------------|-----|--------|
| 1 一次審査結果取得のタイミングをさらに早くするニーズがある。 | 92 | 17.7% |
| 2 一次審査結果取得の現在のタイミングに満足している。 | 243 | 46.6% |
| 3 一次審査結果取得のタイミングを遅くするニーズがある。 | 72 | 13.8% |
| 4 最終審査結果取得のタイミングをさらに早くするニーズがある。 | 135 | 25.9% |
| 5 最終審査結果取得の現在のタイミングに満足している。 | 186 | 35.7% |
| 6 最終審査結果取得のタイミングを遅くするニーズがある。 | 62 | 11.9% |
| 7 早期審査、スーパー早期審査は不要。 | 14 | 2.7% |
| 無回答 | 17 | 3.3% |
| 回答者数 | 521 | 100.0% |

【一次審査結果取得タイミングと最終審査結果取得タイミングのどちらを重視するか】³

| | 件数 | 割合 |
|--|-----|--------|
| 1 一次審査結果取得のタイミングを重視する。 | 108 | 20.7% |
| 2 最終審査結果取得のタイミングを重視する。 | 199 | 38.2% |
| 3 一次審査結果取得のタイミング、最終審査結果のタイミングをともに重視する。 | 200 | 38.4% |
| 無回答 | 14 | 2.7% |
| 回答者数 | 521 | 100.0% |

¹2012年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「適切なタイミングでの権利取得のための特許制度の在り方に関する調査研究」

² 同上第52頁

³ 同上第53頁

《審査・権利の「質」を高めるための取組》

革新的技術を適切に特許権として保護するためには、特許権の「質」を高める、すなわち、特許権が、後に覆ることのない「強さ」、発明開示に見合う「広さ」、そして事業で活用するための「有用性」を備えている必要がある。

一般的に、「広い」特許権を設定すると無効理由を有する蓋然性が高くなるどころ、「強さ」と「広さ」を兼ね備えるためには、国内外の先行技術文献調査が十分になされた上で、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査がなされることが必要である。また、特許権が「有用性」を備えるためには、事業戦略に照らした上での権利化が行われる必要がある。

「強く・広く・役に立つ特許権」の付与へ取り組むと同時に、中小・ベンチャー企業及び大学といったユーザーの実情を意識した特許審査サービスを強化し、技術の特許化の「裾野」の広がりを図るべきである。

《知財システムの国際化に向けての取組》

我が国企業の海外における事業展開を知的財産面で支援するためには、新興国における知財システムの整備や、我が国知財システムの新興国への普及・定着が必要である。また、我が国特許庁の質の高い審査結果を世界に先駆けて発信し、海外の審査での活用を促すことも求められる。

そのためには、審査官の中長期派遣等を通じて他国との審査プラクティスの調和を促進することに加えて、国内審査において、「強く・広く・役に立つ特許権」を迅速に付与することが必要である。

以上のように、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現し、我が国の知財システムの国際化を図るため、審査官の維持・確保も、引き続き重要な課題となる。

(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、今後10年間で、一次審査までの期間の更なる短縮とともに、権利化までの期間を半減させ平均14か月以内とし、併せて、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により、高品質化を促進し、日本で特許を取れば、その審査結果が海外の審査でも通用し、海外でも強い権利を速やかに取れるような知財システムを実現し、加えて、我が国知財システムのグローバル化を加速する一環として、米国の国際特許出願を対象として我が国が

一次審査を行うことを検討すべきであり、これらを実現するためにも、任期付審査官の確保を始めとする特許審査体制の整備・強化を行う必要がある。

このような認識の下、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(「世界最速・最高品質の特許審査」の実現と審査結果の発信)

- ・ 出願審査請求から特許の「権利化までの期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。）」を、今後10年以内(2023年度まで)に2012年の水準から半減（平均14か月以内）するとともに、「一次審査通知までの期間」を更に短縮し（現在11か月を平均10か月に）、併せて、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与すべく特許審査の質の維持・向上を行うため特許庁の審査体制の更なる整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 「特許審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」を策定するとともに、2014年3月に策定された「特許審査に関する品質ポリシー」及び当該品質マニュアルに沿った体系的な品質管理を実施する。意匠・商標についても、品質ポリシー及び品質マニュアルを策定し、それらに沿った体系的な品質管理を実施する。（短期・中期）（経済産業省）

(中国・韓国語文献の検索システム)

- ・ 全世界の特許・実用新案出願数約318万件（2012年）のうち約5割を占める中国・韓国の出願の調査について、企業等を始めとする知財システムのユーザーの利便性を高め、負担を軽減するため、日本語で中国・韓国語文献を検索できるシステムの整備を加速する（2015年1月稼働目標）。（短期）（経済産業省）

(審査・審判サービスの強化)

- ・ 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。（短期）（経済産業省）
- ・ 審査官の意図がより良く伝わるように拒絶理由通知書等の記載様式の見直し及び文例の作成・充実化を図るとともに、面接等を活用することで、出願人との意思疎通を深める。（短期）（経済産業省）
- ・ 現行特許審査基準を見直し、国内外のユーザー等にとって分かりやすい特許審査基準を策定する。（短期）（経済産業省）

(出願手続の統一化及び簡素化)

- 各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。(短期・中期) (経済産業省、外務省)

(画像デザインの意匠法による保護)

- 事業者のクリアランス負担を軽減すべく、運用面のインフラ整備を進める。これを前提とし、関係する産業界から広く参画を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り方を検討する。(短期) (経済産業省)

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- 「強く・広く・役に立つ特許権等」を適時に付与可能とするため、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査の改善の検討と更なる周知を図り、利用を促進する。(短期) (経済産業省)

(特許権の安定性の向上)

- 審査の質を向上させる取組の更なる拡充を図るとともに、特許の安定性に関する調査研究結果を踏まえつつ、実態の分析を行うなど、特許権の安定性を高める制度の在り方について検討を進める。(短期) (経済産業省、法務省)

(権利行使の在り方)

- 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論等を踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。(短期) (経済産業省)
- 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期) (総務省、経済産業省)

(紛争処理機能の在り方の検討)

- 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度等の調査を行い、広く発信する。(短期) (法務省、経済産業省)

(新興国との連携・協力の推進)

- 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・

商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を進める。（短期・中期）（経済産業省）

（国際出願の一次審査の対象国の拡大及び利用の促進）

- ・ 特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、英語による国際出願の一次審査の対象国の拡大を推進するとともに海外ユーザーの利用を促進する。（短期・中期）（経済産業省）

（特許審査ハイウェイの運用改善及び拡大）

- ・ 海外展開を図る我が国企業が各国で早期に権利取得可能とするため、ユーザーズを踏まえ、申請要件等特許審査ハイウェイの標準化を推進するとともに、特許審査ハイウェイの拡充を図る。（短期）（経済産業省）

（知的財産関係法令等の海外発信）

- ・ 経済のグローバル化に対応したビジネス環境の整備、日本企業が海外に進出する際の進出先への情報提供等のため、日本の知財関係法令の迅速かつ高品質な翻訳を実現できる体制を構築する。（短期・中期）（法務省）
- ・ 日本の主要な知財関係裁判例のグローバル発信力の充実に引き続き期待する。

2. 職務発明制度の抜本的な見直し

(1) 現状と課題

職務発明制度については、従業者がなした職務発明に関する特許を受ける権利が発明者たる従業者に原始的に帰属することを前提に、特許法第35条により、発明者から使用者に権利を譲渡する場合には、使用者は相当な対価を発明者に払う義務がある。これに対し、2013年6月に策定したビジョンにおいては、産業競争力の強化に資する観点から、例えば法人帰属や当事者の契約に委ねる方向で抜本的に見直すべき旨示されたところである。

ビジョンを受けて、特許法を所管する制度官庁である経済産業省（特許庁）を中心として、有識者による研究会や産業構造審議会知的財産分科会において検討が行われているところであるが、こうした制度官庁の検討を支援し、議論の加速のため、知的財産戦略本部としても、知的財産戦略を担当する国務大臣主催の「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」を開催し、現役の研究者を含む各界の著名な有識者をゲストスピーカーとして招請の上、イノベーション促進のための職務発明制度の在り方に関する意見を聴取するなどして、職務発明制度の見直しに当たってのポイントとして、以下の3点の提言をまとめたところである。

《産業界の発明インセンティブ確保の重要性》

第1のポイントは、産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となるということである。

法人帰属等にしてしまうと発明者の研究意欲を削ぐことになりかねないのではないかと、という疑問に対しては、ワーキンググループにおいて、企業側からも研究者側からも、対価請求権に代表される金銭や報酬のみがインセンティブになっているわけではなく、むしろ、処遇であるとか、研究の自由度であるとか、予算であるとか、いわゆる研究開発環境をいかに向上させるかが、決定的に重要であるとの意見が出された。

また、企業の側からは、発明者帰属のままでは海外企業が研究開発拠点を日本から撤退させてしまうのではないかと、という疑問について、職務発明制度の問題だけが研究開発拠点の動向を左右するというわけではないが、職務発明に係る対価請求権の算定が最終的には裁判所の判断に委ねられるという、現在の特許法の

立て付けが、企業の予測可能性を低下させることから、企業が研究開発拠点を日本に置くことに対する1つのマイナス要因となっているという指摘があった。また、発明がチームによってなされることやイノベーションへの貢献において研究開発以外の要素が大きくなっていることなど、現代の企業におけるイノベーション環境が大きく様変わりする中、特許法の立て付けが、この環境変化に対応していない可能性があるという指摘もあった。

法人帰属や当事者の契約に委ねるとするなど職務発明制度を見直した場合、産業界において、従前以上に研究者の処遇環境や研究開発インセンティブを向上させるための方策やメニューを工夫して、具体的かつ分かりやすく示して、しっかり取り組むことがますます重要となる。すなわち、産業界が発明のインセンティブ確保にしっかり取り組むことを前提として初めて法人帰属ないし当事者の契約に任せるという制度設計が可能となると考えられる。

この点については、日本経済団体連合会から「職務発明の法人帰属化に向けた声明」(2014年2月18日)が出され、「法改正により法人帰属となっても、従業員の発明に対するモチベーションの維持・向上のため、企業は、今後との発明者の貢献に対する評価と処遇を、各社の規則に基づき適切に講じていく」旨が表明されたところである。

《柔軟な制度設計の必要性》

第2のポイントは、大学の研究者や企業のいわゆるスーパー研究者に配慮した柔軟な対応が可能となる制度設計とすることである。

ワーキンググループでは、企業における研究者とともに、大学の研究者からも意見を聴取した。企業と大学とでは、資金、施設、サポート体制などイノベーション環境において顕著な相違があり、また、大学の方が企業に比べて発明の属人性が大きいとの指摘があった。また、仮に法人帰属等とする場合であっても、企業内研究者のうちノーベル賞級の研究業績をあげるスーパー研究者に対しては、制度上特段の配慮をすべき旨の指摘があった。

こうした指摘を踏まえ、仮に法人帰属等とする場合であっても、大学における研究や、企業において極めてインパクトの大きい発明を生み出すスーパー研究者に配慮した柔軟な設計とすることは、我が国のイノベーション環境の維持向上の観点から重要である。

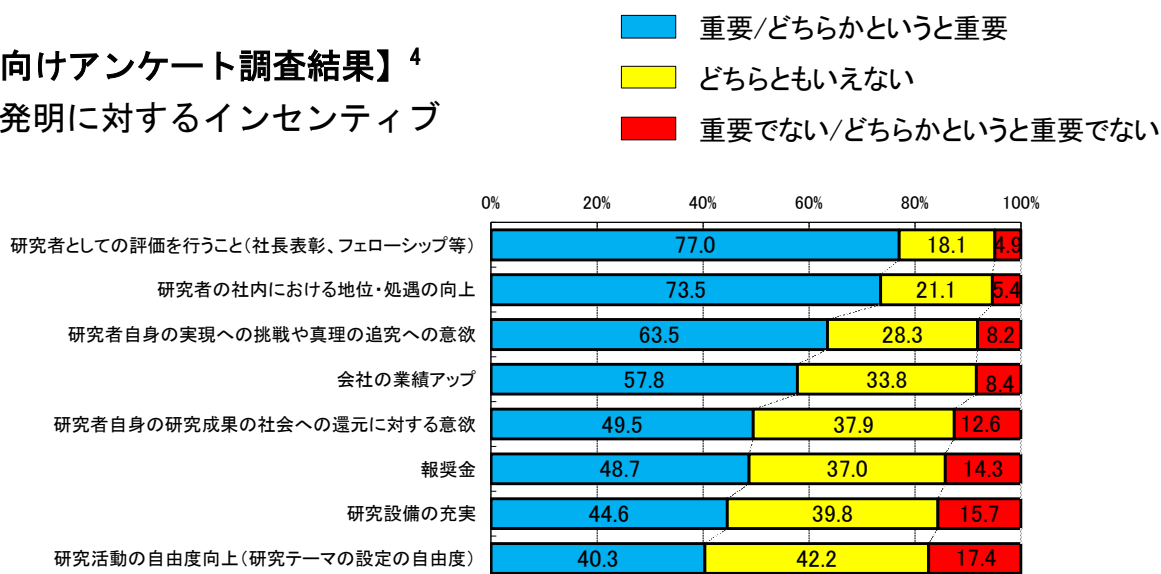
《基礎的なデータ収集の必要性》

第3のポイントは、研究者のインセンティブ等に関する基礎的なデータを収集し、これに基づいた検討が必要であるという点である。

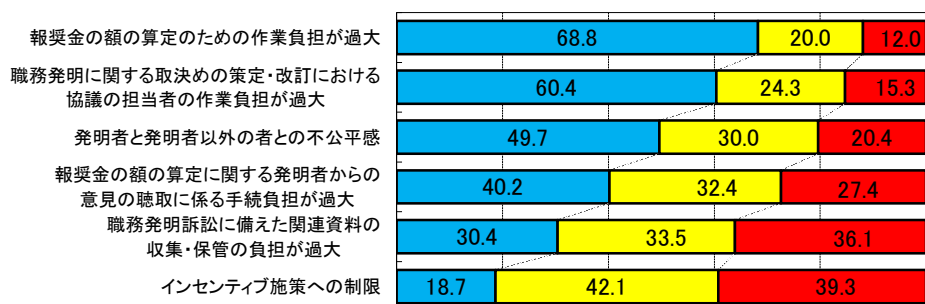
基礎的なデータ収集が必要であるとのワーキンググループの指摘を受けて、特許庁において企業及び研究者に対し大規模なアンケート調査を実施した。その概要ポイントは以下のとおりである。

【企業向けアンケート調査結果】⁴

職務発明に対するインセンティブ



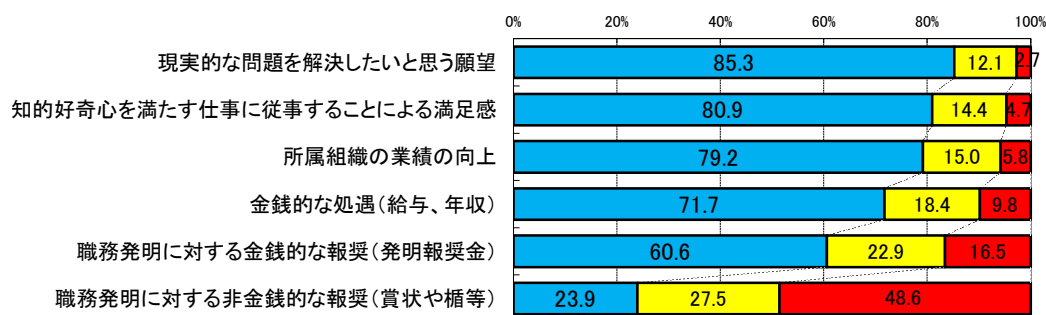
職務発明に関する運用



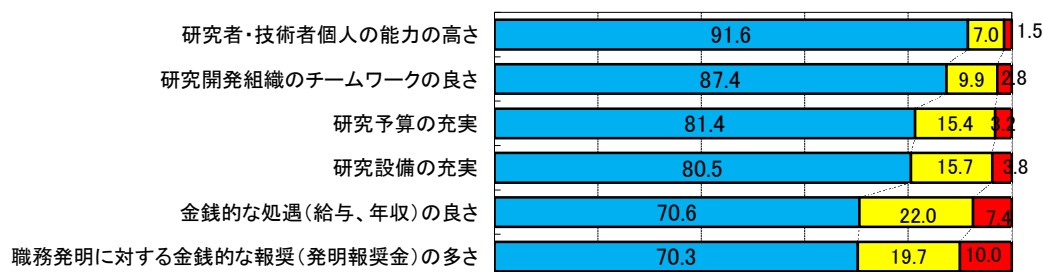
⁴ 出典：産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第1回）配布資料4

【研究者向けアンケート調査結果（日本企業）】⁵

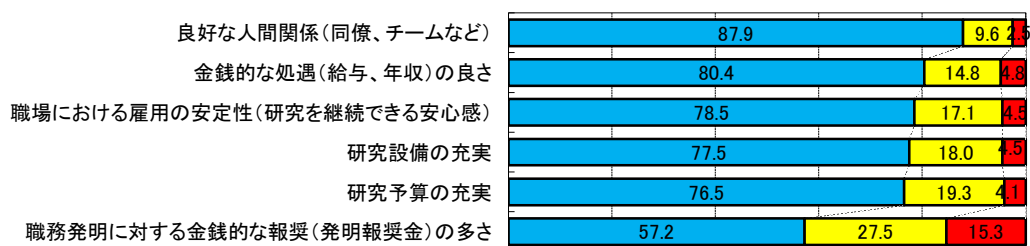
研究開発を行う上で重要と思うこと



組織が優れた発明を生み出すために重要と思うこと



組織に勤務し続ける上で重要と思うこと



（2）今後取り組むべき施策

職務発明制度の在り方について、特許庁において2013年度に実施した調査⁶において収集した海外における職務発明制度の内容や判例等の情報、企業向けアンケート調査結果や、研究者向けアンケート結果等の客観的資料に基づき、例えば、法人帰属や使用者と従業者等との契約に委ねるなど、研究者の研究開発

⁵ 出典：産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会（第1回）配布資料4

⁶ 出典：2013年度 経済産業省特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「企業等における特許法第35条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」、「職務発明に関する各国の制度・運用から見た研究者・技術者等の人材流出に関する調査研究報告書」

活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現できるような制度設計をすべく、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速化させ、今年度（2014年度）のできるだけ早い時期に、法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得る。（短期）（経済産業省）

3. 営業秘密保護の総合的な強化

(1) 現状と課題

国際技術競争がますます熾烈化する中、我が国の企業がグローバル市場における競争力を強化していくためには、単に特許取得を目指すだけでなく、守るべき技術をしっかりと見極めてブラックボックス化していく方法も組み合わせ、いわゆる「オープン・アンド・クローズ戦略」を事業戦略に組み込むことの重要性が浸透しつつある。

また、新興国を始めとして、グローバルな事業展開を背景にした国際的な人財の流動性が高まっており、従来の「自前主義」の限界から組織の外部と内部の知識を有機的に結びつけるオープンイノベーションへの取組も進んでいる。一方で、国内外の組織間で技術情報の開示・共有を適切な管理・保護の下で行うことや、漏えいが許されない技術を峻別し、しっかり保護していくことへの必要性が高まっている。

こうした中、ITの進歩や新興国の台頭を背景に、日本企業の技術が漏えいするリスクが深刻になっている。最近では、大手鉄鋼メーカーの高機能鋼板の製造技術や大手エレクトロニクス企業のNAND型フラッシュメモリーの技術など、大型の技術情報の漏えい事案が顕在化しており、営業秘密漏えいを巡る象徴的な事例として、取り上げられているところである。

その一方で、技術情報の漏えいは一般的に表面化しにくい性質のものであり、これらの大型技術流出事案は、実は氷山の一角であると考えられる。2012年度に経済産業省が実施した委託調査「人材を通じた技術流出に関する調査研究」によると、回答企業約3千社のうち、人を通じた情報漏えいはないと回答した企業が全体の約70%あるものの、そのような回答をした企業のうちの約29%は漏えい防止措置を特に何もとっていないと回答している。⁷このことは、技術が漏えいしているのに気付いていない企業が相当ある可能性を示唆している。

以上のような営業秘密保護政策を巡る最近の情勢変化を踏まえ、知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会での検討とともに、同委員会の下で営業秘密タスクフォースを設置し、精力的に議論を行った。同タスクフォースの議論を通じて浮かび上がった課題等を整理すると以下のとおりである。

⁷ 経済産業省委託調査「平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書（別冊）」第50頁、第68頁

- 一口に漏えいと言っても、例えば、現役又はOB社員による金銭目的等の意図的な漏えい、退職者が自分の知識と企業の秘密情報の区分けができないことによる流出、合弁契約の不備や無理解によるパートナー企業への過度な情報提供、情報受領者が主体的に盗用を企画する場合など、様々なパターンが見られる。こうした漏えいパターン毎に、どのような手口で、なぜ漏えいが生じたのか、どうすれば漏えいに対処できたのかといった観点から検討・分析し、官民の取組レベルの向上に活かしていく必要がある。
- 人を通じた海外の競業他社への流出が大きな問題としてクローズアップされているが、同時に、国内企業同士の漏えいケースがそれ以上に多いのが実態であり、その中には中小企業から大企業への漏えい等も含まれる。流出先が国の内外であるかを問わず、営業秘密の適切な管理・保護に向けた取組について、人財の流動性の確保に留意しつつ、我が国産業社会の中で浸透・徹底させることが必要である。
- 企業における営業秘密管理の実態についてみると、一部の企業においては進んだ取組が行われているものの、全ての秘密情報の区分や日常の実務への取組の組込みを行っている企業の割合は低く、依然として企業間の意識に差がある。これら企業の管理水準についてもばらつきがあるなど、企業側の管理面の課題も少なくない。とりわけ中小企業の営業秘密管理レベルの引上げに向けた取組の強化が必要である。
- そもそも漏えいの事実や可能性に気付いていないケースも多く存在するものと思われ、気付いたときには相当の期間が経過し、証拠等が消失しているケースも少なくない。漏えいが生じた際に刑事告訴や民事訴訟の対応を取った企業の割合も依然として小さく、法に基づく刑事罰による抑止力や民事救済が必ずしも有効に機能していない現状もうかがえる。こうした要因を分析し、その実態を明らかにした上で、漏えいの早期発見や迅速な事後対応に向けた官民の対応策を検討することが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

これまで営業秘密保護強化については、法制度については不正競争防止法の累次の改正により、営業秘密侵害に対する刑事・民事の規定についての整備が図られてきた。また、営業秘密管理指針の整備と累次の改定作業により、民間の営業秘密保護の管理レベルの向上のための支援が図られてきた。

一方で、営業秘密タスクフォースで指摘された課題の解決のためには、国全体

としての取組を抜本的に強化することが求められる。

すなわち、

- ・「技術情報など営業秘密の不正な取得や使用は断固として許さない」との国の姿勢を、国の内外にしっかりと発信すること
- ・「営業秘密の不正な取得や使用を行った者にはしっかりと刑事罰が科せられる」、「損害を与えた企業はしっかりと賠償しなければならない」という実態を積み重ねることにより、「不正漏えいは割に合わない」社会を構築することである。

こうした営業秘密漏えい防止に向けた取組は、官民のいずれかが先に対応すればよいというものではない。企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考えのもと、強力に進めることが求められる。

以上の考え方に基づき、営業秘密の保護強化に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(営業秘密保護法制の見直し)

- ・ 我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済（損害賠償・差止）を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げ等、民事規定については立証負担の軽減等、その他については水際措置の導入等、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。（短期・中期）（経済産業省、財務省、法務省）

(営業秘密管理指針の改訂)

- ・ 一部の裁判例等において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることも視野に入れつつ、営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める。
- ・ 近年、漏えいの手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、企業の管理レベルのアップを促進するため、営業秘密管理指針の記述において、最新の手口や

- 海外事例、ベストプラクティス等を反映するなど、内容の一層の充実化を図る。
- ・ 漏えい後における迅速な検知、訴訟対応を見据えた証拠確保、捜査機関との迅速な連携等についての記載や、中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとする。
 - ・ 以上のような方針に基づき、営業秘密管理指針の2014年中の改訂を目指し、早急に検討に着手する。（短期）（経済産業省）

（営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備）

- ・ 企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理等総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。（短期・中期）（経済産業省）

（官民の情報共有）

- ・ 産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有や企業経営者に向けた啓発等を進めていくため、情報提供した企業が不利益を被らないような情報の匿名化・一般化が必要であることに留意するとともに、上記のワンストップ支援体制も活用しつつ、内外の漏えい事例やベストプラクティス等の対策事例の情報の共有を可能とするための官民連携を進める。他方、政府においても、諸外国の漏えい実態や官民の対応策等についての情報等の企業との積極的な共有に努める。（短期）（経済産業省）

（捜査当局との連携）

- ・ 刑事罰による抑止力を高めるため、企業が全面的に捜査当局に協力した取締りが促進されるよう、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討し、取組を進める。（短期）（経済産業省、警察庁）

（産業界の営業秘密保護の取組レベル向上）

- ・ 政府は、制度の見直しは企業の取組レベル向上なくしては実効性向上につながらないとの認識の下、上述の、営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発、ワンストップでの相談・広報事業等を通じて、企業の取組レベル向上に向け

た支援に努める。(短期) (経済産業省)

4. 国際標準化・認証への取組

(1) 現状と課題

我が国の技術力を事業の成功へとつなげるためには、各企業が特許等の権利化や営業秘密としての秘匿化との切り分け・組合せを考え、知的財産のオープン・アンド・クローズを戦略的に判断した上で国際標準化を進めていくことが重要である。

国際標準化戦略に関しては、知的財産戦略本部の下で7つの特定戦略分野についての「国際標準化戦略アクションプラン」の策定(2012年3月最終改定)がなされ、現在、これを踏まえて各分野において官民協力した迅速・的確に国際標準化を先導する取組がなされているところである。

しかしながら、分野横断的な課題として、少数企業の先端技術や業界団体をまたがる融合技術の標準化を迅速に進められる体制になっていないとの課題や、中小企業に標準化活動の経験が不足していることにより優れた知財を十分活用できていないとの課題も残されているところである。

一方、我が国の認証体制については、欧米と比較して歴史が浅く、また個別の法律に基づく業種・分野ごとの硬直的なものとなっていると指摘されており、新たな産業分野において想定される様な認証への対応を柔軟に実施していける体制を整備する必要がある。

特に、ロボットやLED照明等の先端技術分野やスマートグリッド等のインフラ関連技術分野など、今後の世界的な成長が期待され、また我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野においては認証基盤の整備・強化に向けた取組が求められる。検証・評価・企画委員会においても、国際間の競争で日本が不利になる可能性のある分野と競争優位になる分野をしっかりと見極めることの重要性も指摘されたところである。

【新分野における認証例（生活支援ロボット）】⁸



(2) 今後取り組むべき施策

上記の現状と課題を踏まえ、国際標準化・認証への取組に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(国際標準化及び認証に関する戦略的な取組)

- 今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野における優位性を維持しグローバル展開を支援する観点から、国際標準化に対する戦略的な取組を強化するとともに、国内の認証機関の強化や、海外の認証機関との連携等我が国認証機関の海外事業の促進等を通じて、国際的に通用する認証体制の整備を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(特定戦略分野における国際標準化戦略の推進)

- 特定戦略分野（市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定）における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(標準化制度の改革)

- 既存の工業会や団体の枠を越えた革新技術や融合技術に基づく迅速かつ円滑な標準化を可能とするために、国内標準 (JIS) 及び国際標準 (ISO/IEC) の立案・審議に関する現行の標準化制度を改革する。(短期) (経済産業省)

⁸ 出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第3回）配付資料 資料3

(中小企業の標準化活動支援)

- 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人財派遣、規格立案、国際交渉、認証取得等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期)(経済産業省)

(標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成)

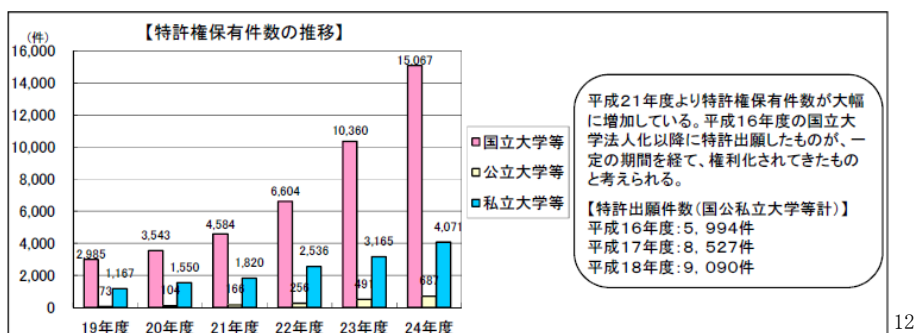
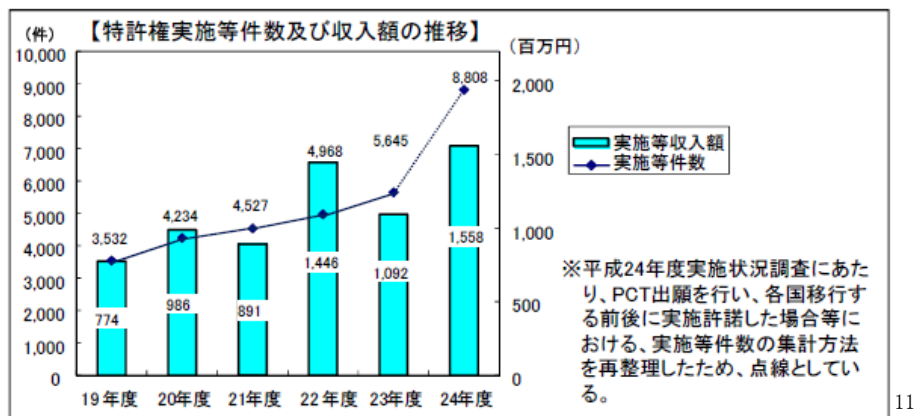
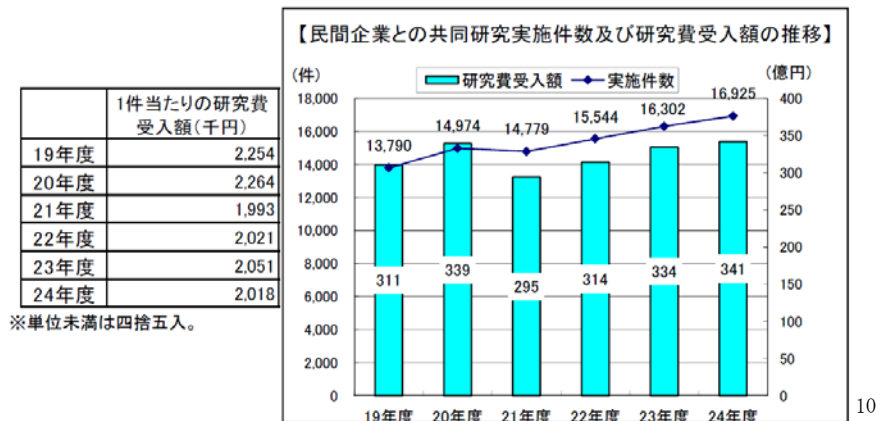
- 現在我が国が90以上担っているISO/IEC専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人財を世代を超えて育成する方策を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者等各層を対象として国際標準活用人財の育成を図るためのプログラムについて検討する。(短期・中期)(経済産業省)

5. 産学官連携機能の強化

(1) 現状と課題

≪産学官連携の現状≫

民間企業との共同研究の実施に伴う大学等への研究費受入額、大学等の特許権保有件数等は、いずれもここ数年増加傾向にある。しかしながら、特許権実施等件数は特許保有件数の約3割に留まり、我が国における平均的な特許権利用率の約5割⁹に比べると低調と言える。また、米国と比べると、産学連携による製品化件数は約4倍、ライセンス収入やベンチャー起業件数は10倍以上の開きがある。

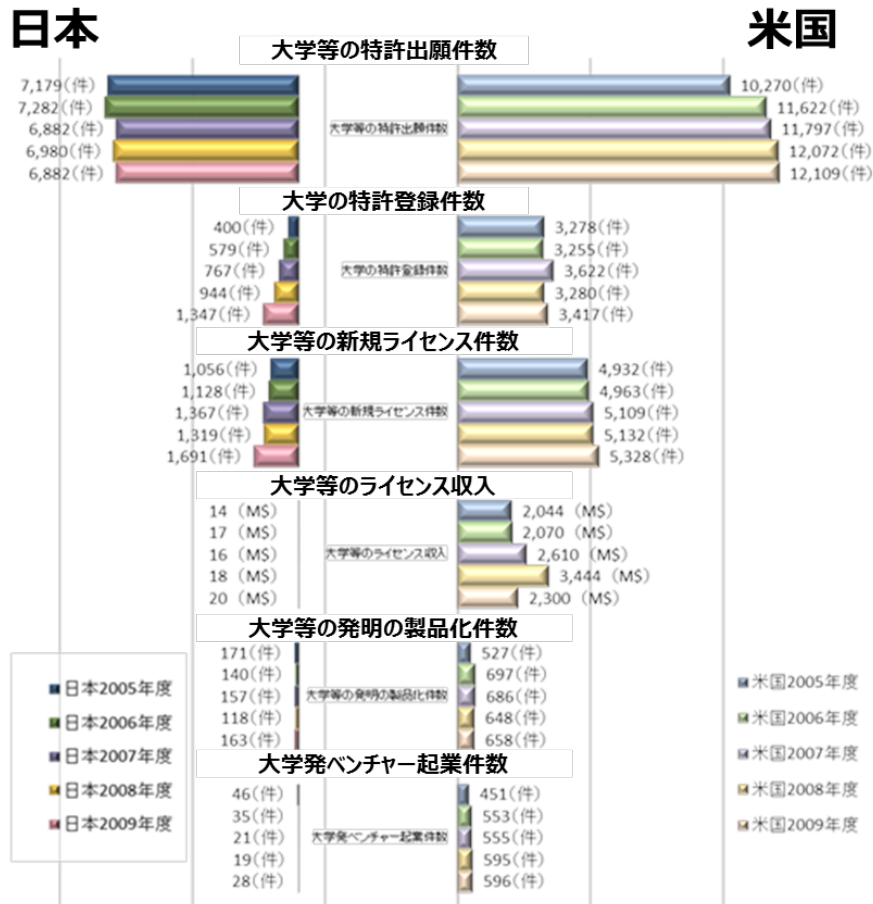


⁹ 出典：特許行政年次報告書 2013 年版、第 52 頁

¹⁰ 出典：文部科学省「平成 24 年度大学等における産学連携等実施状況について」第 3 頁

¹¹ 出典：同上第 14 頁

¹² 出典：同上第 12 頁



13

《産学官連携の課題》

大学における研究開発の結果生まれた知的財産権については、その成果を社会に還元していくためにも戦略的な活用が望まれる。しかし現実には、防衛目的で知的財産権を取得する、あるいは、単独の知的財産権では活用が難しいといった理由で、知的財産権を死蔵・休眠状態としてしまうなど、有効活用されていない例が指摘されている。

特に企業と大学の共有に係る特許権の扱いについては、共有者の同意を得なければ第三者にライセンスできないことを前提とする現状の制度で適切という意見や、共有者同士の自由な契約によって定めることを前提とした方がよいという意見等がある。

地域の大学等にも優れた研究開発成果が存在している。中小・ベンチャー企業が積極的に大学等と連携することによって、大学等の知を更なるイノベーションにつなげるための取組が必要である。

産学官連携については、関係府省における個別の取組のほか、科学技術イノベー

¹³ 出典：文部科学省 経済産業省『大学知財本部・TLO の評価指標の検討について』

ション政策の司令塔機能を有する総合科学技術・イノベーション会議と、知的財産政策の司令塔機能を有する知的財産戦略本部が連携して、全体を俯瞰しながら取り組んでいくことが重要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、産学官連携機能の強化に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（公的研究機関（（独）産業技術総合研究所等）による知的財産権の有効活用）

- ・ 企業からの受託研究の成果を含め、研究を実施した公的研究機関（（独）産業技術総合研究所等）が知的財産権を所有し、企業に対して、事業化分野における排他的実施権を与えるなどのルールを策定し、知的財産権の有効活用を図る。（短期）（経済産業省）

（日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し）

- ・ 国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用等、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

（知的財産権のパッケージ化による利用促進）

- ・ （独）科学技術振興機構により大学等に散在する知的財産権等を戦略的に集約し、単独の知的財産権では活用が難しいものについてはパッケージ化を進めること等により活用を促進する。（短期・中期）（文部科学省）

（改正研究開発力強化法に基づく出資業務の開始）

- ・ 改正研究開発力強化法に基づき、研究開発法人（（独）科学技術振興機構）による、法人の研究開発の成果を事業活動において活用する大学等発ベンチャーへの金銭出資及び自ら保有する知的財産権・設備等の現物出資業務を2014年度より新たに実施する。（短期・中期）（文部科学省）

（イノベーションスーパーブリッジの実施）

- ・ 文部科学省及び（独）科学技術振興機構が中心となって、大学発ベンチャーをより多く創出していく観点から、大学が持つ知財・研究成果等を市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで加工するとともに、プレベンチャー段階から強いチームビルディングに必要な仕組・制度等の構築や起業家精神を持つ

たイノベーション人材の育成等をパッケージ化し、一連の施策として実施することで、イノベーションの担い手たる大学発ベンチャー創出への橋渡し（イノベーションスーパーブリッジ）を実現する。（短期・中期）（文部科学省）

（知財ビジネスマッチング活動の支援）

- ・ 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へとつなげるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。（短期・中期）（経済産業省）

（知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保）

- ・ 国内における企業や大学等が保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保を検討する。（短期）（経済産業省）

（戦略的活用が見込まれる重要特許の外国出願支援）

- ・ 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、（独）科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。（短期・中期）（文部科学省）

（リサーチ・アドミニストレーターの育成・定着等）

- ・ 研究開発等の企画立案や知的財産権の取得及び活用等に関し、専門的な知識及び能力を有するリサーチ・アドミニストレーターを育成・確保し、その定着及び質の向上を図る。（短期・中期）（文部科学省）

（産学連携機能評価の促進）

- ・ 大学・TL0等の機関において、産学連携活動の評価指標を活用したPDCAサイクルの導入等の取組を促進するため、大学・TL0等の評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価等に関するモデル拠点の創出を行う。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

（総合科学技術・イノベーション会議との連携）

- ・ イノベーションの創出を加速すべく、第5期科学技術基本計画策定等に向けて、総合科学技術・イノベーション会議と連携を図る。（短期）（内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省）

6. 政府が中心となった人財育成の場の整備

(1) 現状と課題

知的財産戦略本部においては、2012年1月20日に策定した「知財人財育成プラン」において、事業戦略的な知財マネジメント人財、すなわち、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)や、世界を舞台に活躍できる知財人財(グローバル知財人財)の育成・確保のための施策を取りまとめた。

さらに、2013年6月のビジョンでは、上記の「知財人財育成プラン」を着実・骨太に実行するための具体的な方針を示した。世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを提供することが必要であり、これらの情報や知識等を包括的に提供することに適している政府機関が中心となって、民間セクターと連携しつつ、育成の場を整備することが適切であるとの提言を行った。

諸外国では、既に、政府機関等が中心となって知財人財育成の取組を行っている。具体的には、下図に示すように、世界知的所有権機関(WIPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)において知財経営向け研修が実施されている。例えば、欧州特許庁においては、ビジネスのための知財戦略、知財のポートフォリオ管理、あるいはライセンスングによる技術活用というタイトルでの研修が実施されている。

【諸外国における知財人財育成プログラムの整備状況（2013年度調査）】¹⁴

| | 世界的所有権機関 (WIPO) | 米国特許商標庁 (USPTO) | 欧州特許庁 (EPO) | 韓国特許庁 (KIPO) | 中国国家知識産権局 (SIPO) | 【参考】日本特許庁 |
|------------|--|--|---|--|--|---|
| 実施機関 | WIPO Academy | (USPTO) | European Patent Academy (EPA) | International IP Training Institute (IITI) | China Intellectual Property Training Center (CIPTC) | National Center for IP Information & Training (INPIT) |
| 開始年 | 1998年 | 2005年 | 2004年 | 2005年 | 1997年 | 2004年 |
| 海外協力研修 | Global Network on IP Academies | The Global IP Academy (GIPA) | Institutional Strengthening | International Program | International Cooperation | (APIC) |
| 学生向け研修 | Summer School Academic Institutions Program | — | Academia Unit | Invention Education | On-Job Postgraduate IP Training Program University Students IP Training Program | — |
| 知財経営／知財管理 | Academic Institutions Program | — | Business Unit | — | Enterprise IP Training Program | — |
| 専門家向け研修 | Professional Development | — | Professional Representatives Business Unit | IP Education for the Private Sector | IP Agent Practice Skill Training | 調査業務実施者研修 研修エキスパート研修 知的財産活用研修等 |
| 遠隔研修（一般向け） | Distance Learning IP Panorama (E-learning) | USPTO Webinars IP E-learning Module | Recordings of Virtual Classrooms Video Modules | E-learning Programs | Distance Education | IP・eラーニング |

このように、諸外国では政府が直接関与して積極的に知財人財育成に取り組んでいる。我が国においても、こうした諸外国の事例を参考としつつ、知財情報等の蓄積、第一線で活躍する講師の確保、人的及び民間の教育機関間のネットワーク構築といった点から、政府が主導的な役割を果たして知財人財の育成を行う場の整備を早急かつ着実に進めていくべきである。

なお、育成の対象となる人財については、検証・評価・企画委員会において、企業の経営層に対する知財マネジメント教育の重要性が指摘された。また、中小・ベンチャー企業及び大学支援タスクフォースにおいても中小・ベンチャー企業等の経営層に対する知財マネジメントの啓発を強化すべきという指摘がなされた。さらに、営業秘密タスクフォースにおいても、営業秘密管理を含めた総合的な知的財産の保護・活用戦略が求められることが指摘されており、このような戦略を実行する立場にある経営層を念頭においた知財マネジメント教育の充実が望まれるところである。

また、検証・評価・企画委員会においては、グローバル知財人財の育成に当たり、英語によるプログラムの設置、また、国際標準的なプログラムの採用等が必要であるとの指摘や、国際標準活用人財の育成が必要であるとの指摘がなされた。

¹⁴出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（第6回） 配付資料 資料3

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要であるとの認識の下、政府が中心となった人財育成の場の整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(世界を舞台に活躍できる知財人財等を育成するための場の整備)

- ・ 米国特許商標庁 (USPTO) 等の取組についての調査結果を参考にしつつ、民間セクターや (独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) と連携し、政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財を育成する場を整備する。その一環として、企業の活動において知財が重要な役割を果たした事例を収集し、少人数グループ研修を行うなど、企業の経営者等を対象とした知財人財育成プログラムの整備に着手する。(短期・中期) (経済産業省)

(総合知財戦略構築支援を可能とする人財育成)

- ・ ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知的財産マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財の育成を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

(標準化に係る国際交渉を担う人財等の育成)

- ・ 現在我が国が 90 以上担っている ISO/IEC 専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人財を世代を超えて育成する方を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者等各層を対象として国際標準活用人財の育成を図るためのプログラムについて検討する。(短期・中期) (経済産業省) (再掲)

(英語による知財教育プログラム)

- ・ 我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (経済産業省)

(国際化に対応できる弁理士・法曹人財育成の強化)

- ・ 我が国の知財法制の国際発信、海外知財情報の取得、国際的な知財ADR機関の整備等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士・法曹人財の育成を強化・促進する。(短期・中期) (経済産業省、法務省)

(新興国等における司法の知財人財の育成支援)

- ・ 新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度・運用整備を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するために、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、司法における知財人財の育成を支援する。(短期・中期) (法務省、経済産業省、外務省)

(水際取締りに係る人財育成)

- ・ グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期) (財務省、経済産業省)

(大学等における知的財産教育の推進)

- ・ 大学等の理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人財や知財創出人財・マネジメント人財を育成する学部・学科等において、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組等の事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援

(1) 現状と課題

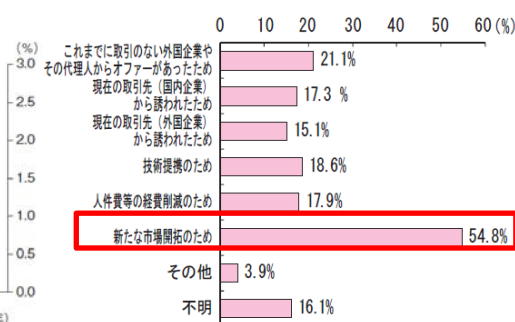
我が国の中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造や地域経済と雇用の担い手として、長年にわたり我が国の産業競争力を支えてきた。近年、我が国市場の停滞、新興国市場の急速な拡大、そして激化するグローバルな企業間競争といった厳しい経営環境の中、多くの中小・ベンチャー企業は、更なる飛躍・発展を遂げるべく、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術力を武器に、新興国を中心に海外展開を加速している。

【輸出企業の数と割合の推移（中小製造業）】¹⁵



資料：経済産業省「工業統計表」再編加工
 (注) 1. 従業者数4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。
 2. 平成21年工業統計表によると、従業者数4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約21万企業である。

【海外展開のきっかけ】¹⁶



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁、2013年3月)

一方で、海外企業との激しいグローバル競争に勝ち抜き、活力ある新興国市場を獲得するためには、その優れた技術力を知的財産として有効に活用し、自社の収益を最大化する知財マネジメントを事業戦略に織り込むことが重要である。

これまで中小・ベンチャー企業及び大学の海外展開支援体制としては、外国出願の助成、知的財産プロデューサー及び海外知的財産プロデューサーによる支援、在外公館やジェトロによる模倣品対策を始めとする知財活動支援等、海外展開を見据えた様々な支援策が講じられてきた。

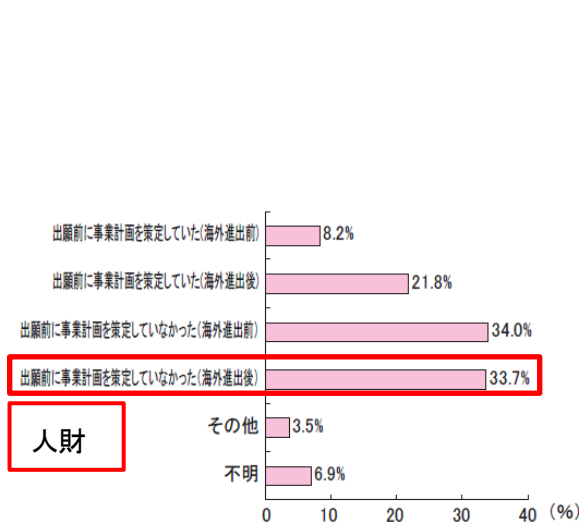
一方で、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会や同委員会の下に置かれた中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォースの議論を通じ、中小・ベンチャー企業にとって、適切な知的財産マネジメントを講じるのが困難である

¹⁵ 出典：中小企業白書（2012年版）第71頁

¹⁶ 出典：特許行政年次報告書2013年版、第58頁

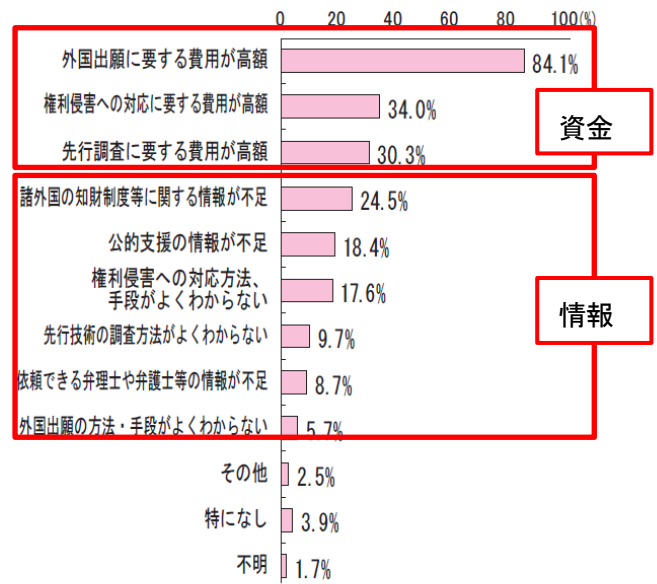
という課題が浮き彫りとなった。その理由としては、①経営層やこれを支える金融機関等における認識不足といった人財面の問題、②中小企業等にとっては、外国出願費用や訴訟等の権利侵害対応のための費用が高額であるといった資金面の問題、③公的支援に関する情報や相談すべき適切な専門家に関する情報の不足という情報面での問題、が指摘された。

【出願した技術等に関する事業計画策定の有無】¹⁷



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁, 2013年3月)

【海外展開における課題】¹⁸



(資料) 平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書」(特許庁, 2013年3月)

(2) 今後取り組むべき施策

以上のような現状と課題を踏まえ、中小・ベンチャー企業への知財面からの海外展開支援体制について、「人財」、「資金」、及び「情報及び関係機関の連携」の3つの観点から施策を講じていくことが必要である。また、こうした中小・ベンチャー企業向けの支援の取組は、大学に対しても有効に機能するものと考えられる。なお、中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォースでは、施策の検討に当たり、既に問題が起きている中小・ベンチャー企業に対する緊急的支援に加えて、今後海外展開を図ろうとしている中小・ベンチャー企業に対する予防的支援という観点も必要であることに留意すべきとの指摘があった。すなわち、知的財産権は、所有権とは異なりその占有が困難な情報財であり、侵害のリスクが高い上に、一旦侵害が発生すると実質的な損害回復が困難であるという性質を有することから、「後手に回る」のではなく「先を見越した」支援が極めて重要と

¹⁷ 出典：特許行政年次報告書 2013年版、第58頁

¹⁸ 出典：同上第57頁

なるというものである。

以上の考え方にに基づき、海外展開を図る中小・ベンチャー企業等への「人財」、
「資金」、及び「情報及び関係機関の連携」に関する知的財産面の支援策を充実させるため、関係府省において、以下の取組を推進することとする。

《秘匿化・標準化も視野に入れたビジネスモデル検討段階からの先を見越した支援》

(中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実)

- ・ ビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援の実現に向け、知財総合支援窓口の在り方について、窓口人財の育成も含めた抜本的な見直しを行う。
(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理等総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。(短期・中期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人財派遣、規格立案、国際交渉、認証取得等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 異業種の専門家で構成されたチームによる支援を可能とすべく、知財総合支援窓口と、弁理士会、弁護士会、金融機関、商工会・商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会を始めとする関係機関との連携を強化する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へとつなげるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。(短期・中期) (経済産業省) (再掲)
- ・ 技術情報の集積である特許情報について、我が国企業の研究開発投資の重点化や海外での円滑な事業活動等、中小・ベンチャー企業等のユーザーに資するよう「特許電子図書館」を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築す

る。(短期・中期) (経済産業省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者のマインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士・地方自治体の中小企業支援関係者といった人財に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度等の概要や実務上必要な諸制度等についての説明会等の拡大を図る。さらに、技術の目利きや知的財産の価値判断を促進すること等により、中小企業の知的財産について、経営者自身がその価値を再確認し、知的財産活動に積極的に取り組むための施策を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(海外知的財産プロデューサー事業の体制強化)

- ・ 今後、中小・ベンチャー企業等による海外展開が一層進むことで、知財面での一貫通貫の支援の重要性が増していくことに鑑み、必要に応じて国内のみならず海外現地まで付き添って支援するなど、海外知的財産プロデューサー事業体制の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省)

(中小・ベンチャー企業等による知財活動の裾野拡大に向けた支援)

- ・ 優れた技術を有する中小・ベンチャー企業の知的財産に対する理解を深めるべく、中小・ベンチャー企業を直接訪問して相談を行う知財アドバイザー(企業OB等)派遣の拡大及び国の施策と地方公共団体の施策との連携の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」との連携に取り組み、知財支援の裾野拡大を図る。(短期) (経済産業省)
- ・ 公的機関の支援情報・支援施策(補助金・助成金等)の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する「ミラサポ」において、中小・ベンチャー企業向け知財関連情報の拡充を図るとともに、「ミラサポ」から知財関連ウェブサイトへのアクセス改善を図る。(短期) (経済産業省)

(海外知財情報の収集・分析・発信等の強化)

- ・ 海外展開に必要な知財関連情報を集積した新興国等知財情報データベースにおいて、新興国等における知財訴訟関連情報や知財リスク対応に係る情報を提供し、掲載情報の拡充を図るとともに、当該データベースの存在の周知とユーザー利便性の向上を進める。(短期) (経済産業省)
- ・ 事例の情報を提供した企業が不利益を被らないように情報の匿名化や一般化

を施した上で、知的財産にまつわる成功事例のみならず、典型的な失敗事例を収集し、その周知を図る。（短期）（経済産業省）

- ・ 既に海外展開している我が国企業や関係団体（国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ（IPG）等）が有する知財保護等に関する情報を集約し、効果的な発信・共有を図る。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれるリスクを回避するための予防的支援及び係争が発生した際の緊急的支援の在り方を検証し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

《出願・権利化に関する支援》

（新興国との連携・協力の推進）

- ・ 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を進める。（短期・中期）（経済産業省）（再掲）

（審査・審判サービスの強化）

- ・ 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。（短期）（経済産業省）（再掲）

（弁理士会による取組の推進）

- ・ 日本弁理士会が行っている、中小企業向けセミナー、出願等支援制度等の中小企業支援事業の更なる拡充の取組や、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等を促す。（短期）（経済産業省）
- ・ 日本弁理士会による、中小・ベンチャー企業等の支援実績に基づく弁理士の検索を可能とするなどの各弁理士に関する情報提供の取組や、会員処分実績の公表、特許事務所における情報管理の徹底を含む倫理研修の実施等の弁理士に対する信頼感の更なる向上に資する取組を促し、中小・ベンチャー企業等による適切な弁理士の活用を図る。（短期）（経済産業省）

（新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討）

- ・ 中小・ベンチャー企業及び大学が権利を取得しやすくするため、特許に関する新たな減免制度を周知するとともに、中小・ベンチャー企業を中心に利用され

ている意匠・商標を含め、更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる。（短期）（経済産業省）

（ニーズを踏まえた資金的支援施策の強化）

- ・ ユーザーの利便性を向上すべく、手続の簡素化を含む外国出願の補助金制度等についての実施可能な取組を順次推進する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 中小・ベンチャー企業にとって費用負担が大きい先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、必要となる支援施策を講ずる。（短期）（経済産業省）
- ・ 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、（独）科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。（短期・中期）（文部科学省）（再掲）

（出願手続の統一化及び簡素化）

- ・ 各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。（短期・中期）（経済産業省、外務省）（再掲）

《海外知財問題の早期解決に向けた支援》

（（独）工業所有権情報・研修館の活用）

- ・ 市場としての重要性がますます高くなる新興国に関し、我が国の中小・ベンチャー企業等の権利取得や模倣品対策の海外現地での支援を強化することを目的に（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）を活用するなどの方策について検討を行う。（短期・中期）（経済産業省）

（専門家の海外派遣）

- ・ 各国知的財産法制に関する情報の調査、知的財産権に関する問題の集積・分析、運用改善の働き掛け、知的財産権の権利化及び保護支援、模倣品被害の実態把握、エンフォースメント支援、日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士・法曹有資格者・企業OB等を海外に派遣し、現地大使館やジェトロ等関係機関と連携の上、在外における支援体制や取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省、法務省、外務省）

【これまでの取組と今後取り組むべき施策の全体像】

| ●これまでの取組 ○今後取り組むべき施策 | 人財 | 資金 | 情報・関係機関の連携 |
|---|---|---|---|
| 秘匿化・標準化も視野に入れたビジネスモデル検討段階からの先を見越した支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●知財総合支援窓口の機能強化 弁理士・弁護士との相談体制構築、営業秘密管理に関する相談 ○中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実(窓口のワンストップ化) 知財総合支援窓口の在り方の抜本的見直し、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備、標準化活動支援制度構築、窓口と関係機関との連携強化、知財ビジネスマッチング活動支援、「特許電子図書館」の整備 ○中小・ベンチャー企業等及び金融機関を含む支援者の知財マインド向上 事業視点の知財啓発に向けた説明会の拡大、経営者の積極的な知財活動の取り組み推進 ●知的財産プロデューサーの派遣 ○海外知的財産プロデューサー事業の体制強化 国内から海外現地までの一気通貫支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討 意匠・商標を含めた料金制度の見直し ○出願手続の統一化・簡素化 「特許法条約」、「商標法に関するシンガポール条約」加入検討、意匠法条約の早期採択への取組 ○ニーズを踏まえた資金的支援施策強化 補助金制度の手続簡素化、先行技術文献等の調査支援、大学外国特許出願支援 ○弁理士会による取組の推進 中小企業支援の取組周知、制度改正に関する弁理士研修への協力、弁理士の活躍の場の拡大、弁理士に関する情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○知財活動の裾野拡大 知財アドバイザー派遣拡大、知財総合支援窓口と「よろず支援拠点」の連携、「ミラリボ」における知財情報の拡充 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証 |
| 出願・権利化に関する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●新興国知財人財に対する研修 ○新興国との連携・協力の推進 新興国のニーズに合わせた審判・審査に関する連携・協力 ○審査・審判サービスの強化 地域への出張面接審査・審判や審査官派遣 | <ul style="list-style-type: none"> ○（独）工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用 海外現地支援の強化 ●侵害調査支援の拡充 調査費用助成、警告書作成、摘発等 | <ul style="list-style-type: none"> ●技術動向調査の拡充と情報発信強化 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化(再掲) 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証 |
| 海外知財問題の早期解決に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●在外公館やジェトロによる知財活動支援(模倣品対策等) ○（独）工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用 海外現地支援の強化 ●新興国知財人財に対する研修(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ○（独）工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用(再掲) 海外現地支援の強化 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化(再掲) 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証 | <ul style="list-style-type: none"> ○（独）工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用(再掲) 海外現地支援の強化 ○海外知財情報の収集・分析・発信等の強化(再掲) 新興国等知財情報データベース拡充、失敗事例の周知、IIPPFやIPG情報の発信、支援のあり方の検証 |

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(1) 現状と課題

デジタル・ネットワークの発達を受け、クラウドサービス、電子書籍の登場や、教育の情報化の進展に伴う新たな産業の創出・拡大が期待されている。また、これらを通じたコンテンツの流通促進は文化の発展にも資するものである。一方でこれらの新たな産業に対応した法制度やライセンス体制等の基盤整備は、いまだ十分とは言えない。

《コンテンツの流通促進に向けた環境整備について》

知的財産政策ビジョンにおいては、クラウドサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進する観点から著作権制度等の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。また、規制改革会議での検討を踏まえIT総合戦略本部が昨年（2013年）12月20日に策定した「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（以下、「集中アクションプラン」という。）においても、クラウドにおける私的複製支援サービス等の提供を可能とするような著作権制度の在り方等について検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に2014年度のなるべく早期に結論を出すこととされている。これらの指摘を受けて、文化庁では、著作権の権利制限規定の見直し等について文化審議会において検討を進めているところであるが、今後議論を一層加速させ、早期に結論を得ることが求められる。また、クラウドサービス等をめぐる検討に当たっては、上記の検討と併せて、コンテンツのクリエイター保護の観点から、適切な対価の還元についても検討していくことが必要である。

コンテンツの適正な権利保護を図りながらグローバルな流通を促進するためには、利用者が容易にコンテンツ情報にアクセスでき、かつ対価の徴収・分配を含めた権利処理が円滑に行われることが可能となるようなシステムの構築の検討も課題となる。

電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされるなどの海賊版被害の増加が問題となっていることに対応するため、2014年4月に成立した著作権法の一部を改正する法律（一部を除き、施行期日は2015年1月）により、電子書籍に対応した出版権に係る規定が整備された。今後も、電子書籍市場の発展等のため、拡充された出版権制度の実効を図るための施策を着実に推進していく必要がある。

ビジョンにおいては、公的機関が保有する公共データを含め、ソーシャルメディアデータ、ウェブサイトデータ、マルチメディアデータ等に着目し、これらをコンテンツ産業の振興に効果的に活用することの必要性を指摘したところであるが、今後も関連施策を一層推進していくことが求められる。

《教育の情報化について》

教育の情報化については、2014年4月、文部科学省と総務省からそれぞれ、実証研究・実証事業の成果についての報告書が公表されたところであり、今後は、これまでの取組を踏まえた具体的な課題の整理・検討が求められる。なお、デジタル教科書・教材については、集中アクションプランにおいて、実証研究等の状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について、2014年度中に課題を整理し2016年度までに検討を行うこととされている。

さらに、近年、国際的に急速に広まりつつあるインターネットを通じた高等教育レベルの講義の配信（大規模公開オンライン講座（MOOC: Massive Open Online Course）等）に関連した著作権制度上の課題の整理・検討も必要である。

なお、コンテンツの流通促進に向けた環境整備及び教育の情報化の取組に関しては、知的財産政策とIT政策との交差領域にあることから、知的財産戦略本部とIT総合戦略本部とが緊密に連携した上で施策を推進することが必要である。

（２）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備）

- ・ 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期）（文部科学省）
- ・ クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(コンテンツ提供のプラットフォーム構築)

- ・日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組への支援等を実施するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (経済産業省、総務省、文部科学省)

(電子書籍の本格的な普及促進)

- ・電子書籍に対応した著作権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された著作権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援等、必要な措置を講ずる。(短期) (文部科学省・経済産業省)

(公共データの二次利用の促進・ビッグデータビジネスの振興等)

- ・公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルール等の基盤整備について検証を行いつつ、必要な措置を講じる。(短期) (内閣官房)
- ・情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護等と利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルール等の事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術等のデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発等に取り組む。(短期・中期) (内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省、総務省)

- ・大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期・中期）（文部科学省）

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(1) 現状と課題

デジタル・ネットワーク社会の進展により、博物館、美術館、図書館等の収蔵品に係る画像データや関連情報について、インターネットを通じて幅広く入手できるようになってきている。このような博物館等による文化資産の蓄積・活用を可能とするデジタルアーカイブの取組は、社会の知的インフラ構築に寄与するものであり、教育の現場や放送・出版等の経済活動の場における利活用も始まっている。

このようなデジタルアーカイブに係る取組は、欧米を始めとした諸外国においても積極的に推進されているところであり、海外に向けた文化等の情報発信のための有力な手段となっている。アーカイブを通じて海外への情報発信を推進していくことは、各国・地域が有する固有の文化に対する理解を増進させ、ひいては新たな文化の構築に大きな役割を果たすものである。このような性質を有するアーカイブを充実させていくことは文化大国としての我が国の責務であるとともに、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有する我が国が戦略的に取り組むにふさわしいものであるといえる。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたクールジャパンの発信・日本ブランドの構築の取組ともあいまって、経済的な波及効果も期待できる。

すなわち、アーカイブには、①文化の保存、②社会的・経済的な利用、③情報インフラの構築といった多様な側面があり、これらを踏まえた上での戦略的な取組が求められる。

一方で、アーカイブに関しては、文化財、出版物、放送番組といった分野を中心にその整備が進んではいるものの、アーカイブ化後の利活用までを見据えた取組は十分とはいえない。知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会における議論に加え、同委員会の下でアーカイブタスクフォースを開催し、集中的な議論を行い、その取りまとめの中で、以下の2つの課題の解決に向けた取組の必要性を指摘した。

《アーカイブの利活用の促進に係る課題》

デジタルアーカイブについては、情報の量的な拡大とともに、その利活用の取組を活性化させることにより、利用者ニーズが増大し、これが更にデジタルアーカイブの整備と利活用を喚起するといった好循環を創出していくことが必要である。そのためには、実際の成功事例を参考にしつつ、例えば、利活用の対象分野

についての優先順位付けを行うことや、提供可能な情報の充実、アーカイブ横断的な検索システムやポータルサイトの構築、各アーカイブ機関における窓口の整備、権利処理契約の円滑化等、利活用のボトルネックを解消し、情報を利用者に届きやすく、また、利用者が活用しやすくするなどの取組を加速することが重要である。

《アーカイブの構築・拡充に向けた課題》

文化財、出版物、放送番組の分野では、アーカイブ機関等によりインターネットを通じて提供される情報の量が充実しつつあるが、こうしたアーカイブの更なる拡充を図っていくためには、アーカイブ構築を担う人財の確保・育成、アーカイブシステムを支える基盤技術の開発等、その運営に係る体制等の強化が不可欠となる。

また、メディア芸術の分野、特に、映画、ゲーム等の分野では、現物資料の収集を含めた文化資産としての保存・継承に関する取組が遅れていることから、インターネットを通じた作品等の提供によるデジタルアーカイブ化に関し、民間の関係機関との役割分担を踏まえつつ、必要となる予算の確保等も含め、国として講ずるべき支援策を早急に策定していくことが必要である。

なお、デジタルアーカイブ化に当たっては、その保存品質について、超高解像度化（4K、8K）の動向を踏まえつつ、各アーカイブ機関において、コンテンツの性質や費用対効果の観点から適切に取り組んでいくことが期待される。

欧米のみならず中国や韓国におけるデジタルアーカイブの取組に比べると日本の取組は力強さに欠けるといふ指摘があること等、デジタルアーカイブを利用した情報発信の現状を踏まえると、上記の2つの課題に対応するため、必要な予算の確保を含め取組の強化が求められる。

（2）今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、関係府省において以下の取組を推進することとする。

（アーカイブの戦略的利活用の推進）

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた日本への関心の高まりを踏まえ、アーカイブを通じた日本の文化情報の海外への発信の強化の取組や、児童生徒一人一台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用等教育の情報

化の本格展開が迫っていることを踏まえた教育分野でのアーカイブの利活用を促進する取組に関し、多言語化やユーザーコミュニティと連動したポータルサイトの整備等を促進する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(各種アーカイブの充実)

- ・ 文化創造や新たな産業の基盤となる知的インフラを構築するため、映画、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、書籍、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等のデジタルアーカイブ化等を、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ促進する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・ 我が国のアーカイブ関連施策の推進において、出版物等の分野で国立国会図書館が果たしてきた中核的な役割に鑑み、国立国会図書館による各種資料の収集の充実、デジタルアーカイブ化及び適切な利活用の促進等が、関係府省と連携しつつ、引き続き行なわれることを期待する。

(アーカイブの利活用促進のための環境整備等)

- ・ アーカイブの利活用促進のため、権利処理に係るデータベースの構築・整備、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化、利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備、利活用促進に資する実証的な取組等を促進する。(短期・中期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

(アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し)

- ・ 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) (文部科学省)

(メディア芸術分野等における取組の加速化)

- ・ メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けた今後の取組、映画フィルムやゲームといった資料滅失等が課題となっている分野に関する取組を加速化させる。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。(短期・中期) (文部科学省)

(アーカイブに関する基盤技術の開発等)

- ・ アーカイブ間の連携を実現する分野横断的検索システム等のアーカイブを効果的に利用可能とする技術や、アーカイブの記録・保存に係る技術等、アーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進する。また、各アーカイブ機関における、アーカイブ間連携に向けたデータの整備や他のウェブサイトやアプリケーション等からアクセス可能にする外部向けインターフェースの共通化と公開

等の取組促進のための環境整備等を進める。(短期・中期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

(アーカイブ関連人財の育成等)

- アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財等アーカイブを支える人財の育成等を支援する。(短期・中期) (文部科学省、総務省)

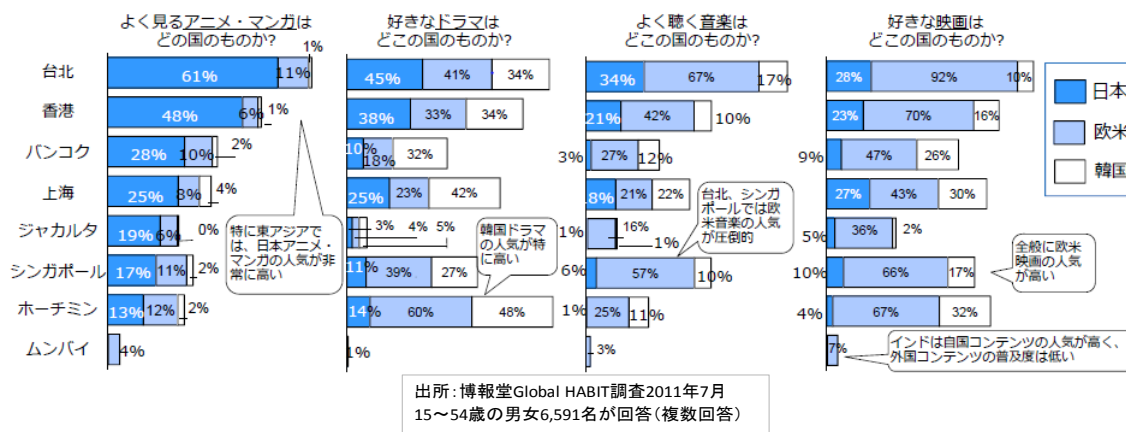
第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

(1) 現状と課題

近年、海外における我が国のアニメ、映画、音楽、ゲーム等に対する関心が高まっており、こうした日本のコンテンツのブームは、他のコンテンツへの関心も呼び起こすだけでなく、日本語や日本文化、また日本製品に対する需要にもつながっている。2000年代から韓流ブームがアジア諸国に広がる中で、我が国のコンテンツは一時期低迷が続いていたが、近年は、新たにアニメやゲーム、ファッション等を誘因として、海外市場において日本コンテンツが再び関心の的となりつつある。しかしながら、我が国のコンテンツの海外収入額や輸出額は、我が国の輸出総額や国内のコンテンツ市場規模と比較してもまだ小さいのが現状であり、こうした流れを海外での売上拡大や周辺産業等への裾野の拡大等につなげていくことが求められている。

【海外主要都市における日本コンテンツの視聴実態】



【主なコンテンツの輸出額・海外収入額、我が国の輸出総額等との比較】

| 区分 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本映画の輸出額 | 64.3 | 66.2 | 70.8 | 56.3 | 65.6 | 57.6 | 53.0 |
| 家庭用ゲームソフト出荷額 | 3,629 | 5,600 | 7,230 | 5,061 | 4,115 | 2,930 | 2,042 |
| アニメ制作会社の海外収入 | 312 | 263 | 248 | 153 | 172 | 160 | 144 |
| 放送局の海外収入 | 88.9 | 91.8 | 92.5 | 75.0 | 62.5 | 63.6 | |

（単位：億円）

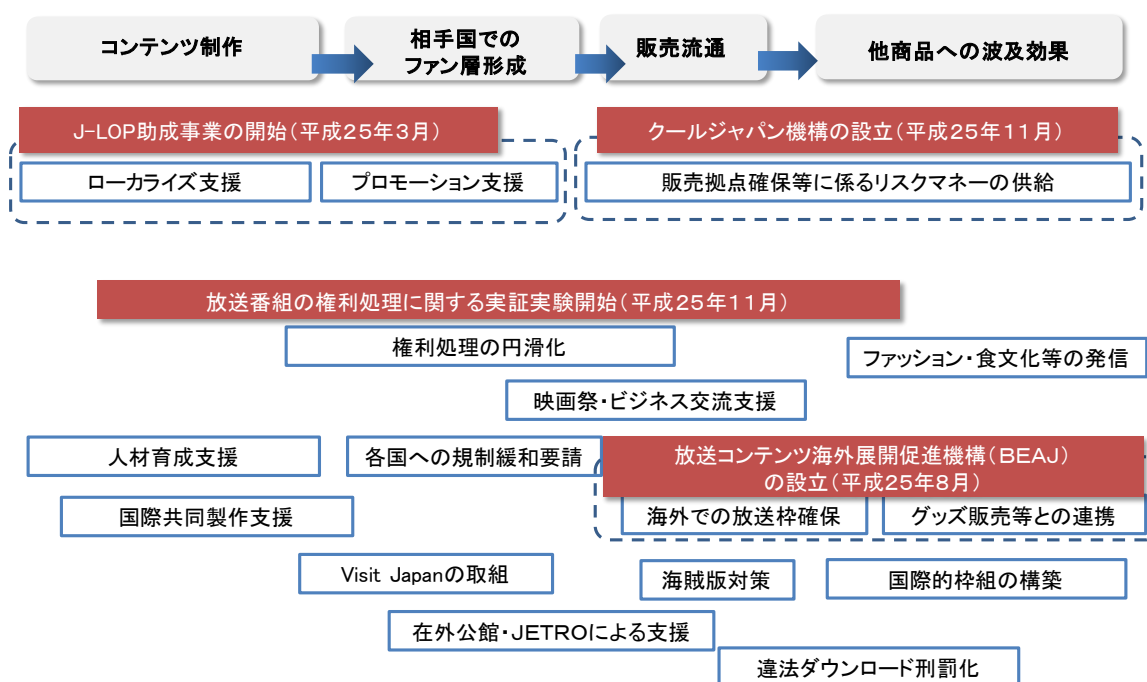
我が国のコンテンツの海外収入総額
：4,536億円
国内コンテンツ市場に対する比率
：3.8%
我が国の輸出総額に対する比率
：0.7%

※いずれも2012年の値、総務省、財務省調査、デジタルコンテンツ白書等のデータを元に推計。

出典：デジタルコンテンツ白書2013

こうした中、政府としてもコンテンツの海外展開促進に向けた抜本的な支援拡充を図っている。例えば、海外にテレビ放送等の番組販売を行うに当たっては、著作権者や著作隣接権者（実演家・レコード製作者等）との間で権利許諾や収益分配に関する調整が不可欠となるが、2009年には映像実演の権利処理に係る業務を一元化するため、関係団体の協力により a R m a（映像コンテンツ権利処理機構）が設立された。また、2013年にはレコード原盤権の権利処理に関し、ホワイトリスト・データベースの整備及び暫定ルールの方策による権利処理迅速化に係る実証実験が開始された。さらに、映画やテレビ番組等のコンテンツの海外販売において欠かせない字幕の付与等の現地化支援や現地でのプロモーションイベント実施等の現地売り込み支援として、J-LOPによる支援事業が2012年度から開始されている。

【コンテンツ海外展開に向けた政府の支援制度】



もっとも、コンテンツ単独での海外輸出による実収益はまだ少なく、コンテンツの海外展開をビジネスベースで進めるためには、放送番組や映画等の放映によってファン層を形成し、こうしたファン層が、コンテンツのみでなくグッズや関連商品の購入を行う流れを作り出すことで、関連産業も含めた全体的な収益を上げられる構造を作り出すことが不可欠である。そのためには、政府によるリスクマネー供給の支援が必要となるところ、2013年11月にクールジャパン機構が設立され、今後、同機構の出資機能を通じ、例えば現地の放送枠を買い取り、それを

ジャパンチャンネルとして使うなど、海外において日本のコンテンツを配信し、併せて関連商品を販売する事業等が進められることが期待される。

また、コンテンツ毎にターゲット層は異なり、それに伴いファン層拡大の波及効果も異なるため、より効果的な支援策を講じるためには、コンテンツ分野又は国・地域ごとの実情を踏まえた詳細な分析が必要である。従前は日本国内で一定の評価を得たコンテンツが、海外でファン層を獲得するという波及も多く見られたが、今後のコンテンツ産業の発展のためには、こうした経路での海外展開とは別に、新たに海外ファンのニーズを把握し特定国のファン層をターゲットとしたコンテンツ作りを行うことも必要である。特に、ウェブ情報やソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を経由した情報伝播の急速な進展によって、日本国内で支持を得る前に、先に海外で支持を得ること、あるいは日本で「旬」となったコンテンツをほぼ同時に海外ファンも楽しみたいというニーズをどう満たすかが海外市場での成功の鍵となる。すなわち、作品の制作段階から国内需要のみでなく海外のニーズも見極めることが必要であるが、このことは我が国のコンテンツ産業が、少子高齢化によって縮小していく国内市場への依存から脱却し、広く国際的市場の中で稼げる継続的な再生産プロセスを確立し、産業発展に繋げていくための対策と呼応するものともいえる。

（２）今後取り組むべき施策

知的財産戦略本部では、こうしたコンテンツの海外展開の促進に向けた課題を検討するに当たり、積極的な海外展開及び国内誘致に取り組む代表的なコンテンツ分野として、音楽産業を取り上げ、検証・評価・企画委員会で議論するとともに、同委員会の下で「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」を開催し集中的な議論を行った。以下に、同タスクフォースで提案された国際展開の各課題の解決に向けて、政府の支援策として実現が期待される事項を提示する。

<海外におけるプロモーション・拠点構築に係る支援>

- ・ 海外放送局での放送枠の確保に向けた支援
- ・ 海外でのプロモーション実施に係る支援の拡充
- ・ 海外現地拠点の構築に向けた支援
- ・ 総合的データベースの作成に向けた支援
- ・ 在外公館・ジェトロ等による現地での支援活動
- ・ 現地アーティスト等との共同公演を通じた文化交流の推進

<海外市場の調査>

- ・ 各国別の音楽市場の動向調査

- ・ 欧米・韓国勢の動向についての調査

<インバウンドとの連携>

- ・ 国内への来訪客誘致の加速化
- ・ ビジット・ジャパン施策との連携による海外でのPR活動
- ・ 国内での外国人旅行者の受入環境整備
- ・ 国内でのコンサート会場の確保
- ・ 総合的エンタテインメント施設の整備

<人財の育成>

- ・ アーティスト、マネージャー等の語学教育の支援
- ・ 海外展開を目指す若手アーティストへの発表機会の提供
- ・ 海外の著作権制度やビジネス事情等に関する大学と業界の間の連携促進

<海外での権利保護システムの改善と海賊版対策>

上記タスクフォースの議論については、引き続き政府及び業界が継続的な会合の場を設け対策のフォローアップを行うこととする。また、音楽産業における議論は、他のコンテンツ分野にも横展開されることが望ましい。

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツの海外展開の促進とインバウンドとの連携に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(海外におけるローカライズ・プロモーション支援の拡充)

- ・ コンテンツ海外展開等促進事業（J-LOP）を通じて、テレビ番組、映画、音楽、アニメ等の日本のコンテンツの海外展開を促進するため、字幕や吹き替えの付与（ローカライズ）や、海外での見本市やイベント等での売り込み（プロモーション）に対する支援を引き続き実施する。また、利用者の意見を参考にしつつ、事業者間のマッチングや事業者に対するコンサルティング機能の強化等を図る。（短期・中期）（総務省、経済産業省）

(異分野のコンテンツに係る一体的な施策の推進)

- ・ 海外における日本のコンテンツと、ファッションや食文化、観光業等との連携によって、日本のブランド力を向上させるべく、海外の放送番組やネットワークの活用、海外でのイベント間の連携の確保、海外展開を行う企業への支援等を一体的に実施する。また、政府及び公的機関による支援策とも連携を図るべく、官民の関係者による意見交換や交流の機会を提供する。（短期・中期）（内閣官房、関係省庁）

(放送番組の海外展開の促進)

- ・2013年8月に官民連携の横断的組織として設立された「一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構」の機能も十分に活用しながら、我が国の放送コンテンツの海外における放映や配信等の促進に向け、必要な支援策を講ずる。(短期・中期) (総務省、外務省)

(放送番組と他の産業の連携による海外展開)

- ・放送番組と他のコンテンツや周辺産業との連携によって、海外でのブランド作りに向けた相乗効果を得るべく、例えば、放送コンテンツ海外展開促進機構やクールジャパン機構等の関係機関の連携により、海外プロジェクトの実施、情報の共有、人的交流等を促進するほか、業界間の連携促進に向けた支援を行う。(短期・中期) (総務省、経済産業省)

(権利処理の円滑化による二次利用の促進)

- ・放送番組に係る権利処理の円滑化に向けた取組を一層強化すべく、映像コンテンツ権利処理機構 (a R m a) による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を行い、一元的な窓口としての機能強化を図る。(短期・中期) (総務省、文部科学省)

(当初から海外販売を想定した放送番組の権利処理)

- ・放送番組の海外展開に際して、当初から海外での販売を想定して権利処理を行うことの重要性に鑑み、海外展開が予定される特定の番組を対象として、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る試行的な取組を行う。(短期・中期) (総務省)

(海外現地での官民一体となった市場調査やビジネス展開)

- ・日本コンテンツへの関心が高く市場として有望なアジア新興国において、現地でのニーズや外国勢の動向等についての情報収集を行った上で、情報発信や活動の効果を高めるべく、現地での拠点作りの取組を支援するとともに、引き続き在外での企業活動への支援を行う。(短期・中期) (内閣官房、関係省庁)

(海外展開に当たってのリスクマネーの供給)

- ・海外における日本コンテンツと他産業との連携により総合的な輸出拡大につなげるべく、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を引き続き実施する。(短期、中期) (経済産業省)

(海外での外国番組の規制等の撤廃)

- ・海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸

入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期) (外務省、経済産業省、総務省、文部科学省)

(クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成)

- ・海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省) (再掲)

(国際共同制作の推進)

- ・我が国のコンテンツの現地での受容を高めるため、海外への我が国のコンテンツの一方的な発信だけでなく、海外現地の文化やニーズに合わせた番組制作活動や現地の放送局等との国際共同制作等国際的な創造発信活動を支援する。(短期) (経済産業省、文部科学省、総務省)

(国際見本市等の開催支援)

- ・海外のファンやバイヤー等に対する我が国のコンテンツの発信の機会を拡大すべく、東京国際映画祭やジャパン・コンテンツ・ショーケース (JCS) 等の国内で開催する国際映画祭や国際見本市等の開催を支援する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省、外務省)

(海外の権利処理団体の育成支援)

- ・海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

(海外における正規版流通と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・官民一体となった働き掛け等により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化するとともに、正規コンテンツの流通促進のための取組を一体的に推進する。(短期) (関係省庁)
- ・侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた

普及啓発等の取組を積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

※模倣品・海賊版対策に関する施策の詳細は後述。

(コンテンツ提供のプラットフォーム構築)

- ・日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組への支援等を実施するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)(経済産業省、総務省、文部科学省)(再掲)

(インバウンド施策との連携)

- ・海外からの日本コンテンツのファンの誘致、海外からのロケ撮影の誘致等を進めるべく、地域資源、ファッション、食文化等の発信や、ハラル対応を含めたビジット・ジャパン事業の推進等、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組に合わせ、必要な措置を講じる。(短期)(内閣官房、経済産業省、総務省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、外務省)

(地域を拠点としたコンテンツの創造と海外への発信)

- ・地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期)(文部科学省、経済産業省)

(他のコンテンツ分野における戦略の策定)

- ・音楽産業の国際展開の促進に向けた取組を進めるとともに、他のコンテンツ分野においても、対象国や業種固有の事情を踏まえた国際展開の戦略の策定や業界内での連携等についての検討が進められるよう、必要に応じて支援を行う。(短期)(内閣官房、関係省庁)

2. 模倣品・海賊版対策

(1) 現状と課題

模倣品・海賊版による被害は依然として深刻な状況にあり、早期の侵害発見や初動の対策強化の重要性は論を待たない。国内外のコンテンツ侵害に関する広範な情報把握と迅速な意思決定等を実現するための連携強化を目的として、2013年12月、不正商品対策協議会（ACA）とコンテンツ海外流通促進機構（CODA）が事務局拠点を統合した。また、著作権侵害発生国の取締機関職員向けのトレーニングセミナーや現地消費者向けの啓発イベントについて、侵害対策の対象国拡大に向けた取組が進められており、具体的には、2013年度、従前の中国に加え、初めてインドネシアを対象国として開催された。

2014年4月に取りまとめられた検証・評価・企画委員会の音楽産業の国際展開に関するタスクフォース報告書でも、海外現地の権利管理団体の能力向上に向けた支援事業の一層の推進のため、海外での権利保護システムの改善とともに、海賊版対策の必要性が指摘されている。また、電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正により、マンガ等の出版物に関するインターネット上の海賊版対策の充実が図られたところであり、これを契機に、今後、官民が一層連携して、侵害サイトの効率的な削除や正規版コンテンツへの誘導といった課題に対して、戦略的・一体的な取組を強化していくことが期待される。

2013年7月に正式に参加した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉を始めとして、現在進められている日中韓自由貿易協定交渉や東アジア地域包括的経済連携協定交渉等の多国間協定交渉や、様々な国々との二国間経済連携協定交渉において、模倣品・海賊版対策を始めとして、知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保は重要な事項として取り扱われている。こうした交渉と並行して、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の早期発効に向けても、各国への働き掛けを継続していく必要がある。

国内においても、模倣品・海賊版の被害は依然として一定規模で発生しており、水際措置を含めた国内の取締り強化を始めとして、施策の着実な実施が求められている。

模倣品・海賊版対策は、コンテンツの海外展開に関し、その促進と併せて車の両輪として取り組むべき施策であり、上記のような状況を踏まえ、積極的な施策を講じていくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、模倣品・海賊版対策に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ（ISP）と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。（短期）（外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、財務省、農林水産省、消費者庁）
- ・ 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。（短期）（経済産業省）
- ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。（短期）（文部科学省）
- ・ 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。（短期）（経済産業省、文部科学省、外務省）（再掲）

(海外の権利処理団体の育成支援)

- ・ 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）（再掲）

(グローバルな模倣品・海賊版対策の強化)

- ・ グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。（短期）（外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省）

(通商関連協定の活用)

- ・ 自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(国内取締り強化)

- ・ 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。(短期) (財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

3. コンテンツ人財の育成

(1) 現状と課題

我が国のソフトパワーを強化して経済成長につなげていくためには、海外展開を視野に入れたコンテンツを製作することができる人財を育成することが重要である。ビジョンにおいては、クリエイターの裾野の拡大、若手クリエイターの育成及び国際的に通用するクリエイター・プロデューサーの育成に係る施策を打ち出した。

検証・評価・企画委員会の下で開催した音楽産業の国際展開に関するタスクフォースにおいても、2014年4月の取りまとめの中で、音楽の国際展開を進めるためには、それを支える人財の育成・確保が不可欠であるとして、音楽業界内での自主的な人財育成の取組とともに、語学教育や大学等との連絡に係る政府支援の拡充や人財流動化に向けた環境整備を図っていくこと、国際展開を目指す若手アーティストへの発表の機会の提供することなど、グローバル人財の育成の取組に向けての具体的な提言が行われた。

また、同委員会の下で開催したアーカイブに関するタスクフォースにおいては、その取りまとめの中で、アーカイブの利活用促進のため、文化資料と情報技術の双方に知識を有する専門人財等のアーカイブ関連人財の育成及び確保が不可欠であると指摘された。

以上のような指摘を踏まえ、デジタル・ネットワーク社会の進展と調和した形での関連する制度の整備とともに、コンテンツやアーカイブを担う人財の育成のための総合的な環境整備を実施していくこととする。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、コンテンツ人財の育成に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

(クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成)

- ・海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援

する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省) (再掲)

- ・専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用したクリエイターの育成強化事業に関し、2013年度に行ったカリキュラム開発の結果を踏まえた実証実験を行うなど、民間における人財育成の取組が推進されるよう支援を行う。(短期・中期) (文部科学省)

(アーカイブに係る人財の育成)

- ・アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財等アーカイブを支える人財の育成等を支援する。(短期・中期) (文部科学省) (再掲)

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期) (文部科学省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイター等の携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期) (公正取引委員会、総務省、経済産業省)

「知的財産推進計画2014」工程表

(附表)

| 項目番号 | 2014本文掲載施策 | 項目名 | 施策内容 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | |
|---|------------|-----------------------------|---|-------|---|---|----------------|--------|
| | | | | | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
| 第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 | | | | | | | | |
| 第1.1. 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現及び知財システムの国際化の推進 | | | | | | | | |
| 1 | ○ | 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現と審査結果の発信 | 出願審査請求から特許の「権利化までの期間(出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。)」を、今後10年以内(2023年度まで)に2012年の水準から半減(平均14か月以内)するとともに、「一次審査通知までの期間」を更に短縮し(現在11か月を平均10か月に)、併せて、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与すべく特許審査の質の維持・向上を行うため特許庁の審査体制の更なる整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。(短期・中期) | 経済産業省 | 「権利化までの期間(出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。)」を平均20か月前半とし、「一次審査通知までの期間」について、平均11か月を切るとともに、特許審査の質の維持・向上を行うため審査体制の整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信。 | 今後10年以内(2023年度まで)に、「権利化までの期間(出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。)」を平均14か月、「一次審査通知までの期間」を平均10か月にする目標に向けて審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行うために、審査体制の整備・強化を行うことにより、質の高い審査結果を海外へ早期に発信。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 2 | | | 「特許審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」を策定するとともに、2014年3月に策定された「特許審査に関する品質ポリシー」及び当該品質マニュアルに沿った体系的な品質管理を実施する。意匠・商標についても、品質ポリシー及び品質マニュアルを策定し、それらに沿った体系的な品質管理を実施する。(短期・中期) | 経済産業省 | ・特許審査に関する品質管理及びその実施体制について文書化した「特許審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」を策定する。2014年3月に策定された「特許審査に関する品質ポリシー」及び当該品質マニュアルに沿って、いわゆるPDCAサイクルの考え方を導入した、特許審査の質の維持・向上のための取組を行う。 ・意匠・商標についても、品質ポリシー及び品質マニュアルを策定する。 | 策定された品質ポリシーのもと、品質マニュアルに沿った体系的な品質管理を継続し、実施状況を踏まえ必要な見直しを行う。(特許・意匠・商標共通事項) | | |

| | | | | | | | |
|---|--|------------------------|--|-------|---|---|--|
| 3 | | | 日本における審査結果通知書の記載様式(拒絶理由通知書などの様式)を提供し、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式を作成するための協議を進める。(短期・中期) | 経済産業省 | 短期・中長期の審査官派遣などを活用して、日本の審査結果通知書の記載様式をアジア新興国へ戦略的に提供。 | 左記提供の結果に応じて、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式作成に向けた協議を実施。 | |
| 4 | | | 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期) | 経済産業省 | 審査官派遣先アジア新興国において、整備すべき先行技術調査のための検索環境について、引き続き検討を行うとともに、その基礎となる特許庁内外から照会する文献を一元管理するためのデータベースの構築に向け、開発業者の選定を実施。 | | |
| 5 | | 知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備 | 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期) | 経済産業省 | アジア新興国において、日本を含む関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムの構築を完了。 | アジア新興国以外の世界の国々にも、日本を含む関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを拡大。 | |

| | | | | | | |
|---|---|------------------------|--|--|---|--|
| 6 | | | <p>アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するWIPOとも密に連携し、WIPOジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。(短期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>WIPOジャパン・ファンド事業による我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用支援などを積極的に推進することによりアジア新興国などの知財システム整備を実施。</p> <p>WIPOと協力して関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムと各国システムの連携に必要な支援を実施。</p> | |
| | | | <p>文部科学省</p> | <p>世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア新興国などの政府職員を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。</p> | | |
| 7 | ○ | <p>中国・韓国語文献の検索システム</p> | <p>全世界の特許・実用新案出願数約318万件(2012年)のうち約5割を占める中国・韓国の出願の調査について、企業等を始めとする知財システムのユーザーの利便性を高め、負担を軽減するため、日本語で中国・韓国語文献を検索できるシステムの整備を加速する(2015年1月稼働目標)。(短期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>中国語・韓国語の特許・実用新案文献について日本語で全文機械翻訳データを検索可能なシステムを実現するため、2015年1月の稼働に向けて、システムの開発を実施。</p> | |

| | | | | | | | |
|----|---|--------------|--|-------|---|--|--|
| 再掲 | | 審査体制の整備、強化 | 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)【再掲】 | 経済産業省 | 4に記載 | | |
| 再掲 | | | 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | 5に記載 | | |
| 8 | ○ | 審査・審判サービスの強化 | 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> 面接ガイドラインを改定し、出願人等から面接の要請があった場合には、原則として、面接審査・面接審理を実施することにするなど、面接審査・面接審理の拡充を図る。 企業との意見交換やセミナーの機会等を通じて、面接審査(出張面接審査、テレビ面接を含む)・面接審理(地方面接審理・テレビ面接を含む)・巡回審判の周知を図り、その活用を促進するとともに、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 9 | | | 審査官の意図がより良く伝わるように拒絶理由通知書等の記載様式の見直し及び文例の作成・充実化を図るとともに、面接等を活用することで、出願人との意思疎通を深める。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> 国内外の出願人・代理人に対して審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書等の記載様式の見直しを行うとともに文例の作成・充実化を図る。 面接ガイドラインを改訂し、出願人等から面接の要請があった場合には、原則、面接審査などを行う等、その利便性を向上させる。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 10 | | | 現行特許審査基準を見直し、国内外のユーザー等にとって分かりやすい特許審査基準を策定する。(短期) | 経済産業省 | 特許審査基準に対するユーザーの要望・意見に基づき、今後の特許審査基準の在り方を検討し、その改訂作業に着手。また、特許審査基準を理解する上で有用な裁判例に関する調査を実施。 | 裁判例に関する左記調査の結果も踏まえ、引き続き改訂作業を進め、新しい特許審査基準を策定。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|------------------------|---|-------------------------|--|--|--|
| 11 | ○ | 出願手続の統一及び簡素化 | <p>各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。(短期・中期)</p> | <p>経済産業省</p> <p>外務省</p> | <p>審議会において「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」に準拠するための国内出願手続制度に関する具体的課題の検討を進める。</p> <p>意匠制度の手続面に関する交渉・協議の場などを活用し、意匠制度の国際調和を諸外国に対して働き掛ける。</p> | <p>審議会における検討の結果を踏まえ、「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、更に検討を進める。</p> <p>意匠制度の手続面の国際調和については、左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。</p> | <p>意匠制度の手続面の国際調和については、左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な必要な取組を実施。</p> |
| 12 | ○ | 画像デザインの意匠法による保護 | <p>事業者のクリアランス負担を軽減すべく、運用面のインフラ整備を進める。これを前提とし、関係する産業界から広く参画を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り方を検討する。(短期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>事業者のクリアランス負担軽減のため、イメージマッチング技術を利用した登録意匠のクリアランスツールの準備の着手、創作非容易性の審査基準の明確化のための調査研究の実施等、運用面のインフラ整備について、必要な措置を実施。</p> | <p>左記クリアランスツールの2015年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。</p> <p>これを前提とし、関係する産業界から広く参画を得つつ、画像デザインの意匠の保護の在り方を検討する。</p> | |
| 13 | | | <p>意匠に係る審査基準を改訂される部分も含めて英語化して世界に発信する。(短期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>現行の意匠審査基準を英語化し、公開。</p> | <p>制度改正により改訂される部分を英語化し、公開。</p> | |
| 14 | | グローバル意匠制度、グローバル商標制度の構築 | <p>商標に係る審査基準の改訂される部分について、英語化して世界に発信する。(短期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>商標に係る審査基準の改訂状況を踏まえ、引き続き改訂部分の英語訳を作成し、商標に係る審査基準(英語版)として公表。</p> | | |
| 15 | | | <p>登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度の導入については、諸外国の制度及び運用について調査研究を行い、「音」や「動き」といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決定する。(短期・中期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>登録後に識別力を喪失した登録商標の取消について諸外国の制度及び運用に関する昨年度の調査研究の結果を踏まえつつ、取消制度の対象となる「音」や「動き」といった新しい商標の識別力について検討する。</p> | <p>本制度の導入について、昨年度の調査研究結果及び新しい商標の運用状況を踏まえ、検討する。</p> | <p>左記の検討状況を踏まえ、本制度の導入の方向性を決定する。</p> |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------|---|-------|---|-----------------------------------|--|
| 16 | ○ | 事業戦略に対応するタイムリーな権利保護 | 「強く・広く・役に立つ特許権等」を適時に付与可能とするため、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査の改善の検討と更なる周知を図り、利用を促進する。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・まとめ審査の対象を一次審査結果通知後の出願まで拡大することや、複数の出願人による申請を認める等、事業戦略対応まとめ審査の要件を緩和し、その利用の促進を図る。 ・企業との意見交換やセミナーの機会等を通じて、事業戦略対応まとめ審査の周知を図る。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 17 | ○ | 特許権の安定性の向上 | 審査の質を向上させる取組の更なる拡充を図るとともに、特許の安定性に関する調査研究結果を踏まえつつ、実態の分析を行うなど、特許権の安定性を高める制度の在り方について検討を進める。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査の質を向上させる取組の更なる拡充を図るとともに、平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」を踏まえつつ、実態の分析(ユーザーヒアリング)を行うなど、特許権の安定性を高める制度の在り方について検討を進める。 | 左記の分析・検討結果を踏まえて、必要に応じて適切な措置を検討する。 | |
| | | | | 法務省 | 経済産業省による制度の在り方の検討に対し、民事法制一般等の視点から必要に応じて協議に応ずるなどの協力を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|-----------------------|---|-------|---|---|--|
| 18 | ○ | 権利行使の在り方 | 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論等を踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。(短期) | 経済産業省 | 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。 | 左記の検討結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を検討する。 | |
| 19 | | | 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期) | 総務省 | 国際標準化機関におけるIPR(知的財産権)に関する議論の動向や国内関係者の意見等を把握し、それらが国際ルールの形成に反映されるよう対処する。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 国際標準化機関における議論への参画等を通じて、標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに係る国際ルールの形成について、必要に応じて我が国の立場を表明するなど積極的に関与。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 20 | | 標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方 | 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期) | 経済産業省 | 標準化機関(ISO、IEC及びITU等)に提出される標準提案文書等の審査資料としての取扱いについて、機関の文書管理方針や頒布状態に応じた提案文書の公知性等を踏まえた検討を行う。また、検討結果を受け、審査に必要と認められた標準提案文書等について、順次、機関に対して当該文書の提供を求めるなど、審査資料としての整備に着手。 | 左記検討結果を受け、必要と認められれば標準提案文書等の審査資料としての整備を推進。 | |
| 21 | ○ | 紛争処理機能の | 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解 | 法務省 | 特許権侵害訴訟やADRを始めとする知的財産関係紛争処理システム全体を対象に、諸外国の知財事件担当裁判所やそこの知的財産訴訟制度を中心に、我が国の法体系との異同などを踏まえた所要の調査を実施し、公表。 | 引き続き、左記の調査を実施し、公表。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|-------------------------|---|-------|--|--|---|
| | ○ | 在り方の検討 | 等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度等の調査を行い、広く発信する。(短期) | 経済産業省 | 知財紛争処理システムについて、特許等に係る紛争の発生から解決に至る全体的な実態を調査する。また、知財紛争処理システムに関する調査研究結果等を、海外展開に必要な知財関連情報を集積したウェブサイトに掲載し、広く発信。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要に応じた取組を実施。 | |
| 22 | ○ | 新興国との連携・協力の推進 | 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人財育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を進める。(短期・中期) | 経済産業省 | 知財人財育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を進める。(短期・中期) | 新興国の発展段階やニーズ及び我が国企業のニーズに合わせて、予算措置を講じ、知財人財育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| 23 | ○ | 国際出願の一次審査の対象国の拡大及び利用の促進 | 特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、英語による国際出願の一次審査の対象国の拡大を推進するとともに海外ユーザーの利用を促進する。(短期・中期) | 経済産業省 | 日本特許庁がPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄国を米国に拡大する試行開始に向けた取組を実施。 アジア諸国を始めとする管轄国の拡大については、我が国企業のニーズ等を踏まえて検討を行う。 | 日本特許庁がPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄国を米国に拡大する試行を開始するとともに、国内外のユーザーの利用を促進する。 アジア諸国を始めとする管轄国の拡大については、左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 アジア諸国を始めとする管轄国の拡大については、左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。 左記の試行状況を踏まえ、国際出願の一次審査の対象国の拡大の在り方について検討。 アジア諸国を始めとする管轄国の拡大については、左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。 |
| 24 | ○ | 特許審査ハイウェイの運用改善及び拡大 | 海外展開を図る我が国企業が各国で早期に権利取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、申請要件等特許審査ハイウェイの標準化を推進するとともに、特許審査ハイウェイの拡充を図る。(短期) | 経済産業省 | ユーザーニーズ等を踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、申請要件など特許審査ハイウェイ(PPH)関係手続の標準化を推進するとともに、アジアを含めた新興国と協議を実施し、PPHを拡充。 | 引き続き、ユーザーニーズを踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、申請要件などPPH関係手続の標準化を推進するとともに、PPHを拡充。 | |
| 25 | ○ | 知的財産関係法令等の海外発信 | 経済のグローバル化に対応したビジネス環境の整備、日本企業が海外に進出する際の進出先への情報提供等のため、日本の知財関係法令の迅速かつ高品質な翻訳を実現できる体制を構築する。(短期・中期) | 法務省 | 日本の知財関係法令を始めとする日本法令の迅速かつ高品質な翻訳の更なる推進に向けた検討を行うとともに、所要の措置を可能なものから順次実施。 | 左記の検討状況や実施状況等を踏まえ、更なる検討や必要な措置を実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|--|---------------------|--|---|---|----------------|--|
| 26 | | 在外における現地サポート体制の強化 | 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期) | 経済産業省 | <p>中小企業の関心を引き、利便性向上の観点から、海外での侵害対策支援のみならず、一連の海外展開での知財支援施策(PCT国際出願減免、外国出願補助金、侵害対策支援)をとりまとめたパンフレットを作成し、商工会議所等の中小企業支援機関と出願したことのある中小企業に配布し、周知を図る。</p> <p>2014年度から侵害調査に加え、模倣業者への警告状作成、行政摘発に係る費用を補助対象とし、支援を拡充。</p> | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 27 | | アジア新興国の著作権制度の環境整備 | 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期) | 文部科学省 | 侵害発生国の取締り機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するほか、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況の調査、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者等を対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 28 | | 経済連携協定、投資協定などの取組の強化 | 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) | 内閣官房 外務省 経済産業省 農林水産省 文部科学省 財務省 | <p>FTA/EPAや投資協定等の二国間・多国間協定に関する交渉を通じて、我が国産業界等の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、TRIPS協定等の規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。</p> <p>環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。</p> <p>既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。</p> | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | |
|----|---------------|---|-------|---|----------------|--|
| 29 | ロイヤリティの課題の取扱い | 技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中期) | 外務省 | 産業界の対応や関心を踏まえ、通商交渉や政府間協議の場において、相手国における技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金に対する不当な制限等に関し、議題とすることを検討し、かかる検討結果を踏まえ、対応する。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | 経済産業省 | | | |

第1.2. 職務発明制度の抜本的な見直し

| | | | | | | | |
|----|---|----------------|--|-------|--|----------------------|--|
| 30 | ○ | 職務発明制度の抜本的な見直し | 職務発明制度の在り方について、特許庁において2013年度に実施した調査において収集した海外における職務発明制度の内容や判例等の情報、企業向けアンケート調査結果や、研究者向けアンケート結果等の客観的資料に基づき、例えば、法人帰属や使用者と従業者等との契約に委ねるなど、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現できるような制度設計をすべく、産業構造審議会知的財産分科会での議論を加速化させ、今年度(2014年度)のできるだけ早い時期に、法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得る。(短期) | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会で議論を行い、法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得る。 | 左記の結論を踏まえ、必要な措置を講ずる。 | |
|----|---|----------------|--|-------|--|----------------------|--|

第1.3. 営業秘密保護の総合的な強化

| | | | | | | | |
|----|---|--------------|---|-------|--|--|---|
| 31 | ○ | 営業秘密保護法制の見直し | 我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済(損害賠償・差止)を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げ等、民事規定については立証負担の軽減等、その他については水際措置の導入等、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。(短期・中期) | 経済産業省 | 通常国会への法案提出を目指し、内容と実現スピードの適切なバランスに留意しつつ、優先すべき項目について、産業界や有識者を交えた審議会において議論を進める。 | 法改正の項目として残された検討課題について、その要否や課題等も含め検討を進める。 | 引き続き、法改正の項目として残された検討課題について、その要否や課題等も含め検討を進める。 |
| | | | | 財務省 | 営業秘密侵害物品の水際措置の導入について経済産業省における法制度見直しの議論の状況を踏まえつつ検討を行う。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。 | |
| | | | | 法務省 | 経済産業省及び財務省による法改正等の議論・検討に対し、民事法制及び刑事法制一般の視点から協力を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | |
|----|---|-------------|---|-------|---|--|
| 32 | ○ | 営業秘密管理指針の改訂 | <p>一部の裁判例等において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることも視野に入れつつ、営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める。</p> <p>近年、漏えいの手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、企業の管理レベルのアップを促進するため、営業秘密管理指針の記述において、最新の手口や海外事例、ベストプラクティス等を反映するなど、内容の一層の充実化を図る。</p> <p>漏えい後における迅速な検知、訴訟対応を見据えた証拠確保、捜査機関との迅速な連携等についての記載や、中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとする。</p> <p>以上のような方針に基づき、営業秘密管理指針の2014年中の改訂を目指し、早急に検討に着手する。(短期)</p> | 経済産業省 | <p>法的に営業秘密として認められるための管理方法についての記載の整理、企業の管理レベル向上のためのベストプラクティスや漏えい時の対応等についての内容の充実化を図るとともに、特に中小企業にとっても分かりやすく実践的なものとなるよう営業秘密管理指針の改訂に向けた検討を進め、必要な改訂を行う。</p> | |
|----|---|-------------|---|-------|---|--|

| | | | | | | | |
|----|---|----------------------|--|-------|--|---|---|
| 33 | ○ | 営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備 | <p>企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理等総合的知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。(短期・中期)</p> | 経済産業省 | <p>企業における総合的知的財産戦略の取組をワンストップで支援する体制の検討を進め、相談業務や広報・教育活動等できるところから順次開始する。</p> | <p>既に開始した業務については引き続き実施するとともに、開始に至っていない業務については検討を加速化させる。</p> | <p>引き続き、企業における総合的知的財産戦略の取組に対するワンストップ支援を着実に実施していく。</p> |
| 34 | ○ | 官民の情報共有 | <p>産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有や企業経営者に向けた啓発等を進めていくため、情報提供した企業が不利益を被らないような情報の匿名化・一般化が必要であることに留意するとともに、上記のワンストップ支援体制も活用しつつ、内外の漏えい事例やベストプラクティス等の対策事例の情報の共有を可能とするための官民連携を進める。他方、政府においても、諸外国の漏えい実態や官民の対応策等についての情報等の企業との積極的な共有に努める。(短期)</p> | 経済産業省 | <p>産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有や企業経営者に向けた啓発等を進めていくための官民連携の在り方について明確化し、内外の漏えい事例や対応策等の情報共有を進めるなど、官民連携の更なる促進を図る。</p> | <p>引き続き、内外の漏えい事例や対応策等の情報共有等を通じて、官民連携を進める。</p> | |

| | | | | | | | |
|----|---|--------------------|---|-------|---|---|--|
| 35 | ○ | 捜査当局との連携 | <p>刑事罰による抑止力を高めるため、企業が全面的に捜査当局に協力した取締りが促進されるよう、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討し、取組を進める。(短期)</p> | 経済産業省 | <p>企業が全面的に捜査当局に協力した取締りが促進されるための課題分析や企業と捜査当局との連携の在り方を検討し、取組を進める。</p> | <p>引き続き、取締りが促進されるための取組を進める。</p> | |
| | | | | 警察庁 | | | |
| 36 | ○ | 産業界の営業秘密保護の取組レベル向上 | <p>政府は、制度の見直しは企業の取組レベル向上なくしては実効性向上につながらないとの認識の下、上述の、営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発、ワンストップでの相談・広報事業等を通じて、企業の取組レベル向上に向けた支援に努める。(短期)</p> | 経済産業省 | <p>営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発、ワンストップでの相談・広報事業等、企業の取組レベル向上のために必要な支援を行う。</p> | <p>支援の実施によって得られた知見も活用しつつ、引き続き、企業の取組レベル向上のために必要な支援を行う。</p> | |

第1.4. 国際標準化・認証への取組

| | | | | | | | |
|----|---|----------------------|--|-------|---|-----------------------------------|--------------------------|
| 37 | ○ | 国際標準化及び認証に関する戦略的な取組 | <p>今後の世界的な成長が期待され、我が国の優位性を発揮できる新たな産業分野における優位性を維持しグローバル展開を支援する観点から、国際標準化に対する戦略的な取組を強化するとともに、国内の認証機関の強化や、海外の認証機関との連携等我が国認証機関の海外事業の促進等を通じて、国際的に通用する認証体制の整備を図る。(短期・中期)</p> | 経済産業省 | <p>戦略的な標準化の推進のため、官民の適切な役割分担と省庁や産業分野を越えた連携の下で、体制整備などに取り組む「標準化官民戦略」に基づき、国際標準化及び認証に対する戦略的な取組を抜本的に強化。</p> | 前年度の取組を踏まえ必要な施策を実施。 | 引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。 |
| 38 | ○ | 特定戦略分野における国際標準化戦略の推進 | <p>特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)</p> | 内閣官房 | <p>関係者間の調整やセミナーの開催などを通じ、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。</p> | 引き続き、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。 | |
| | | | | 内閣府 | | | |
| | | | | 総務省 | | | |
| | | | | 文部科学省 | | | |
| | | | | 厚生労働省 | <p>各特定戦略分野の状況変化や国際標準化戦略の実行上の課題を踏まえた適切な見直し等を通じた自律的な取組等により、国際標準化戦略を着実に実行。</p> | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | | 農林水産省 | | | |
| | | | | 経済産業省 | | | |
| | | | | 国土交通省 | | | |
| | | | | 環境省 | | | |

| | | | | | | | |
|----|--|--------------------------|---|-------|---|--|--|
| 39 | | 諸外国との連携による戦略的な国際標準化活動の推進 | アジア地域の成長性を我が国に取り込むことなどにより、我が国産業の国際競争力の強化や健全な発展を図るべく、国際標準化や認証の分野におけるアジア地域との連携を強化する。(短期・中期) | 総務省 | アジア諸国に対して、関連する国際機関の枠組み等を用いて、標準化や認証の必要性を説明する会合などを実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | | 農林水産省 | 国際食品規格の分野においてアジア地域の実情を反映させるための取組を実施。 | 左記の実施状況を踏まえつつ、国際食品規格の分野において着実にアジア地域との連携の強化を図る。 | |
| | | | | 経済産業省 | 国際標準化・認証の分野における二国間協力文書を結ぶ等、アジア諸国との連携を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| | | | | 国土交通省 | アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた試行的評価を実施し、その技術の性能を保証。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 40 | | | また、米国などの先進諸国との間においても、エネルギー環境技術などの分野における連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。(短期) | 経済産業省 | 米国等エネルギー技術開発協力事業(日米先端計測技術研究協力)において、引き続きエネルギー環境技術などの分野における米国との連携を強化し、共同研究を通じた国際標準化提案を実施。 | | |

| | | | | | | |
|----|-----------------|---|-------|--|---|--|
| 41 | 国際標準化活動に関する財政支援 | 国際標準化機関などにおける戦略的な標準化活動への参画を促進するため、民間を含む関係者の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期) | 総務省 | 国際標準化機関の会合への専門家の派遣を含め、標準化活動への参画を促進するための財政支援を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | 農林水産省 | 国際食品規格策定機関等への専門家の派遣を含め、我が国を含むアジア地域の実情を反映させつつ、国際食品規格の策定に参画するための財政支援を実施。 | 左記の実施状況を踏まえつつ、着実に財政支援を実施。 | |
| | | | 経済産業省 | 戦略的に重要な分野に重点化しつつ、特に省エネ分野を拡充し、国際標準化機関への専門家の派遣を含め、国内の技術開発動向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際標準化活動を促進するための財政支援を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| | | | 国土交通省 | 従来からの規格化案件に関する支援を継続するとともに、諸外国の標準化動向調査や新たな規格案作成について、引き続き財政支援を実施。 | 左記の規格化作業の進捗状況や調査成果などを踏まえ、国内の技術開発動向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際標準化活動を促進するための財政支援を強化。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|------------------------------|--|-------|--|---|--------------------------|
| 42 | | 先端技術及びインフラ関連技術に関する認証体制の整備・強化 | 我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロボット、LED照明など)分野及びインフラ関連技術(スマートグリッド、大型風力発電など)分野における認証体制の整備・強化に関し、海外の認証機関との提携・連携も含めて、その在り方を検討する。その際には、特に安全・安心を始めとする性能に関する分野において、認証機関自らもその認証の対象となる国際標準の策定に関与し、当該認証機関の技術力を活かしたよりイノベティブな標準の策定を支援していくことも検討する。(短期・中期) | 総務省 | 国際標準化活動について、認証機関や試験機関の参画の必要性を検討することを含め、適切な施策を実施。 認証体制を構築すべき分野について、必要に応じて関係する認証機関の経験等も踏まえて、継続的な検証を行うとともに、知見を有する公的研究機関による支援を行うことを含め、適切な施策を実施。 | 先行事例の実施状況を踏まえ、引き続き認証体制の構築に向けた検討を行うとともに、標準化にあたっては、必要に応じて関係する認証機関の経験なども踏まえて、適切な施策を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | ・再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大規模分散電源関連設備(大型/パワーコンディショナ/大型蓄電池)について、国際的に通用する試験評価・研究拠点の整備を実施。制御システムセキュリティについては、国際規格に基づく認証体制を構築し、2014年度中に認証事業を開始する。 ・標準化活動への認証機関等の参画を促すべく、認証機関等への働き掛けを継続的に行う。 | 前年度の取組を踏まえ必要な施策を実施。 | 引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。 |
| 43 | ○ | 標準化制度の改革 | 既存の工業会や団体の枠を越えた革新技術や融合技術に基づく迅速かつ円滑な標準化を可能とするために、国内標準(JIS)及び国際標準(ISO/IEC)の立案・審議に関する現行の標準化制度を改革する。(短期) | 経済産業省 | 既存の国内審議団体や原案作成団体では対応できない、複数の関係団体にまたがる融合技術や中小企業を含む特定の企業が保有する先端技術に係る標準化に対応するため、「新市場創造型標準化制度」を創設。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 44 | | JISの高機能化 | 知財マネジメントの一環として、グローバル市場を主導するためのイノベティブな国際標準の戦略的な策定へとつなげる観点から、我が国国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提案・策定段階における支援制度の改革を通じた高機能化(よりグレードの高い評価標準の付加的設定)を図る。(短期・中期) | 経済産業省 | 日本工業規格(JIS)について高機能化を促進するため、規格の提案・策定段階における支援制度の改革にかかる検討結果を踏まえ、新たな支援制度を構築し、財政支援を含め、着実に実施。 | 左記の実施状況を踏まえつつ、着実に新たな支援制度を実施。 | |
| 45 | | 研究開発・基準認証一体化プログラム | 我が国技術の強みを活かすような戦略的な取組として、国際標準・安全規制の策定や関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に行う。(短期・中期) | 経済産業省 | ファインバブル(ミクロンからナノオーダーにわたる特殊な機能を有する気泡)について、研究開発、国際標準化及び認証基盤整備までの一体的な取組を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------|---|-------|--|-----------------------|--------------------------|
| 46 | ○ | 中小企業の標準化活動支援 | 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人材派遣、規格立案、国際交渉、認証取得等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の標準化活用成功事例紹介を含め、戦略的な標準化及び認証の重要性に関する普及啓発や相談を実施するとともに、各国の基準認証の動向に関する情報提供を実施。 ・優れた技術・製品を有する中小企業が標準化及び認証の活動に効果的に取り組めるよう、中小企業の標準原案の作成、国際会議への参加、認証取得に対する支援等を検討。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 47 | | 中小・ベンチャー企業への支援 | 我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期) | 総務省 | 中小・ベンチャー企業も含む情報通信関連企業から、国際標準化・認証に関する課題を聴取し、関係者間で認証スキーム体制に関する検討を行い、その結果を共有するなどの適切な施策を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 48 | ○ | 標準化に係る国際交渉を担う人材等の育成 | 現在我が国が90以上担っているISO/IEC専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人材を世代を超えて育成する方策を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者等各層を対象として国際標準活用人材の育成を図るためのプログラムについて検討する。(短期・中期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、これまで実施しているIEC分野の若手人材を対象としたヤングプロフェッショナル研修制度をISOの分野へ拡充。 ・管理職、営業職、初任者等を対象とした人材育成プログラムを検討。 ・大学の技術経営学等のカリキュラムのための体系的な標準化教材を作成。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | 引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。 |

| | | | | | | | |
|----|--|-----------------------|---|-------|---|-----------------------|--|
| 49 | | 知財マネジメント 人財の育成 | 我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期) | 経済産業省 | 企業における国際標準化及び認証の活用事例を用いて、中小企業を含む経営層や知財・標準化の専門家を対象とした普及啓発活動や意見交換を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 再掲 | | 標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方 | 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | 20に記載 | | |

第1.5. 産学官連携機能の強化

| | | | | | | | |
|----|---|------------------------------------|--|-------|---|-----------------------|--|
| 50 | ○ | 公的研究機関（(独)産業技術総合研究所等）による知的財産権の有効活用 | 企業からの受託研究の成果を含め、研究を実施した公的研究機関（(独)産業技術総合研究所等）が知的財産権を所有し、企業に対して、事業化分野における排他的実施権を与えるなどのルールを策定し、知的財産権の有効活用を図る。（短期） | 経済産業省 | 様々な応用技術の基盤となり、多数の企業の活用が期待される技術領域については、広く非独占的実施権を与え、特定の事業化分野において少数の企業の活用が期待される技術領域については排他的実施権を与える等のルールを策定。 | 左記のルールの着実な定着を推進。 | |
| 51 | ○ | 日本版バイドール制度の運用等の見直し | 国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイドール制度の運用等、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。（短期） | 経済産業省 | 日本版バイドール制度の運用等、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントに関連する具体的な論点を整理し、ガイドラインの策定等を検討。 | 左記の検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。 | |
| 52 | ○ | 知的財産権のパッケージ化による利用促進 | (独)科学技術振興機構により大学等に散在する知的財産権等を戦略的に集約し、単独の知的財産権では活用が難しいものについてはパッケージ化を進めること等により活用を促進する。（短期・中期） | 文部科学省 | (独)科学技術振興機構により大学等の知的財産権等を戦略的に集約し、知的財産権のパッケージ化を進めること等により、市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで強化することを促進。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 53 | ○ | 改正研究開発力強化法に基づく出資業務の開始 | 改正研究開発力強化法に基づき、研究開発法人（(独)科学技術振興機構）による、法人の研究開発の成果を事業活動において活用する大学等発ベンチャーへの金銭出資及び自ら保有する知的財産権、設備等の現物出資業務を2014年度より新たに実施する。（短期・中期） | 文部科学省 | (独)科学技術振興機構内部の体制整備を図るとともに、外部有識者で構成される投資委員会を設置し、適切な判断に基づく出資等の実施に努める。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|------------------------|---|-------|--|-----------------------|--|
| 54 | ○ | イノベーションスーパーブリッジの実施 | 文部科学省及び(独)科学技術振興機構が中心となって、大学発ベンチャーをより多く創出していく観点から、大学が持つ知財・研究成果等を市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで加工するとともに、プレベンチャー段階から強いチームビルディングに必要な仕組・制度等の構築や起業家精神を持ったイノベーション人財の育成等をパッケージ化し、一連の施策として実施することで、イノベーションの担い手たる大学発ベンチャー創出への橋渡し(イノベーションスーパーブリッジ)を実現する。(短期・中期) | 文部科学省 | 強い大学発ベンチャーの創出を加速させるため、文部科学省及び(独)科学技術振興機構が中心となって、大学等の知的財産権のパッケージ化を進めること等により、市場の視点から産業界・社会が活用できる段階まで強化し、創業前の段階から研究者と民間VC等の事業化ノウハウを持つ人財等がチームを形成して研究開発と事業育成を一体的に推進することでポテンシャルが高いが事業化に向けてのリスクも有する大学の技術シーズの事業化の実施や、起業家精神を持ったイノベーション人財の育成等を実施。これら取組を「イノベーションスーパーブリッジ」と名付け、一体的に推進。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 55 | ○ | 知財ビジネスマッチング活動の支援 | 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へとつなげるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。(短期・中期) | 経済産業省 | 地方自治体等と連携して、知財ビジネスマッチングの参加機関に対し、知財ビジネスマッチング活動の進め方や留意点に関して平成25年度にとりまとめた情報を基に普及啓発を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 56 | ○ | 知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保 | 国内における企業や大学等が保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期) | 経済産業省 | 企業・大学などが保有する開放特許などを効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保についての更なる検討。 | | |
| 57 | ○ | 戦略的活用が見込まれる重要特許の外国出願支援 | 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、(独)科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。(短期・中期) | 文部科学省 | 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、(独)科学技術振興機構が目利きを実施し、大学が特許を保有したままで外国特許出願関連経費を支援。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|-------|---|------------------------|--|-------|---|---|--|
| 58 | ○ | リサーチ・アドミニストレーターの育成・定着等 | 研究開発等の企画立案や知的財産権の取得及び活用等に関し、専門的な知識及び能力を有するリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保し、その定着及び質の向上を図る。(短期・中期) | 文部科学省 | 研究開発に知見のある人財を大学等がリサーチ・アドミニストレーターとして活用・育成することを支援し、その配置や研修等による研究マネジメント人財の育成を通じた全国的なネットワークの構築を推進することにより、専門性の高い職種として定着を図る。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 59 | ○ | 産学連携機能評価の促進 | 大学・TLO等の機関において、産学連携活動の評価指標を活用したPDCAサイクルの導入等の取組を促進するため、大学・TLO等の評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価等に関するモデル拠点の創出を行う。(短期・中期) | 文部科学省 | 大学・TLO等の評価結果の公表を促すことで一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 大学・TLO等の産学連携活動の評価指標の結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価・実績に基づくPDCAサイクルや制度改革等に関するモデル拠点を創出する「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施。また、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。 | 2015年度までの各機関における評価結果をふまえ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。 | |
| 60 | ○ | 総合科学技術・イノベーション会議との連携 | イノベーションの創出を加速すべく、第5期科学技術基本計画策定等に向けて、総合科学技術・イノベーション会議と連携を図る。(短期) | 内閣官房 | 我が国におけるイノベーションの創出を加速すべく、総合科学技術・イノベーション会議との連携し、2016年3月の策定が予定されている第5期科学技術基本計画策定を含め、国際標準化・知的財産戦略の強化に関する取組の検討・推進を強化。 | 必要に応じ、更なる連携強化を検討。 | |
| 内閣府 | | | | | | | |
| 文部科学省 | | | | | | | |
| 経済産業省 | | | | | | | |

第1.6. 政府が中心となった人財育成の場の整備

| | | | | | | | | |
|----|---|------------------------------|--|-------|--|--|---|---------------------------------------|
| 61 | ○ | 世界を舞台に活躍できる知財人財等を育成するための場の整備 | 米国特許商標庁 (USPTO) 等の取組についての調査結果を参考にしつつ、民間セクターや(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) と連携し、政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財を育成する場を整備する。その一環として、企業の活動において知財が重要な役割を果たした事例を収集し、少人数グループ研修を行うなど、企業の経営者等を対象とした知財人財育成プログラムの整備に着手する。(短期・中期) | 経済産業省 | 知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関と連携して知財人財を育成する研修の整備を進める。また、グローバル知財マネジメント人材育成推進事業を開始し、企業の活動において知財が重要な役割を果たした事例を基に教材を開発し、研修を実施。 | 左記の実施状況を踏まえつつ、研修内容を見直すと共に、引き続き、教材を開発し、これらの教材を用いた研修を実施。 | 左記の実施状況を踏まえつつ、研修内容を見直すと共に、引き続き教材を開発し、これらの教材を用いた研修を実施。その後、本事業を通じて開発した教材及び研修プログラムを完成。 | 左記の完成した教材及び研修プログラムについて、民間セクターでの活用を促進。 |
| 62 | ○ | 総合知財戦略構築支援を可能とする人財育成 | ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知的財産マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知的財産マネジメント構築を支援できる人財の育成を強化する。(短期・中期) | 経済産業省 | 中小・ベンチャー企業において、総合的な知的財産マネジメント戦略の構築を支援できる人財の育成強化に向け、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、研修機会・内容の充実を検討。 | 左記の検討を踏まえ更なる検討を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、可能な取組については着手を開始。 | |
| 63 | | 事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進 | 知財人材育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修内容に反映させるように促す。(短期・中期) | 経済産業省 | 知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促した状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 | | |

| | | | | | | | |
|----|---|-------------------------|---|-------|---|---------------------------|--|
| 64 | | 知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化 | <p>知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報に基づき実施された研修結果を取りまとめるとともに、教育の立場から知財マネジメントの研究・分析する場に対して今後研究・分析すべきテーマなどの情報をフィードバックすることを促し、知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化を図り、引き続き日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。(短期・中期)</p> | 経済産業省 | <p>今後研究・分析すべきテーマなどの情報を知財マネジメントを研究・分析する場にフィードバックすることを促す。</p> | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 再掲 | ○ | 標準化に係る国際交渉を担う人材等の育成 | <p>現在我が国が90以上担っているISO/IEC専門委員会の幹事国数を引き続き増やしていくために、国際幹事や議長を担える人材を世代を越えて育成する方策を官民協力して構築する。また、官民協力の下、管理職、営業職、初任者等各層を対象として国際標準活用人材の育成を図るためのプログラムについて検討する。(短期・中期) 【再掲】</p> | 経済産業省 | | 48に記載 | |
| 65 | ○ | 英語による知財教育プログラム | <p>我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)</p> | 経済産業省 | <p>英語による知財教育プログラムの開発、及び、当該知財教育プログラムを着実に実行する体制の整備について検討。</p> | 左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------------------|---|-------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 66 | | アジア新興国への日本の審査システムの展開を行うための人材の育成 | 英語に強く、かつ日本の審査基準を始めとする審査システムを世界に発信できる人材を育成する。(短期・中期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の語学力及びプレゼン能力を高めるため、留学、語学研修を拡充。 ・審査官・審判官を海外へ派遣するなどして、アジア新興国を始めとする外国知財庁の職員と日本の審査システムについて直接意見交換できる機会を拡充。 ・国際議論をリードする人材を育成するため、国際会議、海外学会、海外セミナーへの参加の機会を拡充。 ・企画・立案能力、国際交渉力の向上に資する研修や留学の充実。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 | |
| 67 | ○ | 国際化に対応できる弁理士・法曹人材育成の強化 | 我が国の知財法制の国際発信、海外知財情報の取得、国際的な知財ADR機関の整備等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士・法曹人材の育成を強化・促進する。(短期・中期) | 経済産業省 | 外国の弁理士と連携した研修等、海外の知財制度・実務に関する弁理士向けの研修の充実を図る。 | 左記取組を継続研修として科目に設定する等、弁理士の受講を促進。 | 左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 |
| | | | | 法務省 | 関係機関との連携等も視野に入れ、国際化に対応できる法曹人材の育成の強化・促進に向けた取組の検討を実施。 | 左記の検討状況等を踏まえ、更なる検討や必要な措置を実施。 | |
| 68 | | アジア新興国の知財制度を深く理解する人材の育成 | アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、アジア新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人材を育成する。(短期・中期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア新興国を始めとする外国の知財制度に対する理解力の向上のため、アジア新興国を始めとする外国制度に関する研修を拡充。 ・アジア新興国を始めとする外国知財庁への派遣、アジア新興国を始めとする外国知財庁との相互研修への参加及び審査官・審判官協議を拡充。 ・五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の修得、外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修を始めとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 | |
| 69 | | アジア新興国の知財システムの整備を支援する人材の育成・確保 | アジア新興国に適切な知財システムの実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人材を育成・確保する。(短期・中期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア新興国を始めとする外国の知財制度や機械化状況に関する研修やWIPOを始めとした関連する会合への参加の機会を拡充。 ・職員を新興国に派遣し、現地の事務処理や知財システムの担当者との協議や意見交換を行う機会を拡充。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|----------------------|---|-------|---|---------------------------|------------------------------|
| 70 | ○ | 新興国等における司法の知財人財の育成支援 | 新興国等における知財エンフォースメントに関する法制度・運用整備を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するために、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、司法における知財人財の育成を支援する。(短期・中期) | 法務省 | JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施するとともに、同プロジェクトの実施状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援の検討を実施。 | 左記の実施状況及び検討を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 新興国等の知財保護に関する行政や司法に携わる者に対して研修を実施。 | | 引き続き、左記の取組を実施。 |
| | | | | 外務省 | JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行に資するため、人材育成を中心に技術協力を実施。 | | 左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。 |
| 71 | ○ | 水際取締りにかかる人材育成 | グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、水際取締りに係る人材育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期) | 財務省 | 途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締り能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、国際機関(世界税関機構等)や産業界と協力するなどして、技術協力を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 侵害発生国政府機関の制度整備、取締り能力の向上等エンフォースメント能力強化支援のため、税関職員等を招聘して意見交換を行うとともに、模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーや知財保護セミナー等を実施。 | | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| 72 | ○ | 大学等における知的財産教育の推進 | 大学等の理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人材や知財創出人財・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組等の事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期) | 文部科学省 | 内閣官房においては、知的財産に関する大学での取組事例等について情報提供などを実施するなど知財教育の推進に向けた取組を推進しているが、文部科学省においても、それらの取組を踏まえ、様々な分野で活躍する知的財産の担い手を育成するため、知的財産に関する科目の開設等の各大学の自主的な取組を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 知財に関する科目を必修化した大学の取組を収集し、他大学に紹介することにより、同様の活動の拡大を促進。 | | 引き続き、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 |

| | | | | | | |
|----|------------------------------|---|-------|---|----------------|--|
| 73 | 中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実 | 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期) | 文部科学省 | 著作権制度について、中小・ベンチャー企業関係者や知財総合支援窓口担当者等も含め一般の国民を対象にした著作権セミナーを実施。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 再掲 | 知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保 | 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)【再掲】 | 経済産業省 | | 56に記載 | |
| 再掲 | 中小・ベンチャー企業に対する国際標準化・認証に関する啓発 | 我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)【再掲】 | 総務省 | | 47に記載 | |
| 再掲 | 国際標準化も含めた知的財産マネジメント人財の育成 | 我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | | 49に記載 | |

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

第2. 1. 中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財活動支援

| | | | | | | |
|----|--|--|---|--------------|--|---|
| 74 | | | <p>ビジネスモデル検討段階からの総合知財戦略構築支援の実現に向け、知財総合支援窓口の在り方について、窓口人財の育成も含めた抜本的な見直しを行う。(短期・中期)</p> | <p>経済産業省</p> | <p>特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、知財相談窓口の検証を行い、今後の在り方について有識者と意見交換。 総合知財戦略構築支援の実現に向け、窓口担当者等に対するスキルアップ研修を通じた人財育成も含め、ユーザーニーズやアクセス容易性にも配慮しつつ、知財のワンストップ相談を充実すべく知財総合支援窓口の抜本的な見直しを検討。</p> | <p>左記の検討状況を踏まえ、最適な知財総合支援窓口を構築し、総合的な支援体制を充実。</p> |
| 再掲 | | | <p>企業におけるオープン・アンド・クローズ戦略や営業秘密管理等総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・アンド・クローズ戦略等を指導する人財を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を構築する。相談体制の構築に当たり、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、捜査当局との連携を含め、営業秘密漏えいの疑義がある案件についての対応方法の相談を行える体制とする。以上のような体制の構築を目指し、できるところから2014年度内に順次開始していくとの方針で検討を進めていく。(短期・中期)【再掲】</p> | <p>経済産業省</p> | | <p>33に記載</p> |

| | | | | | | |
|----|---|--------------------------|--|-------|--|----------------------------------|
| 再掲 | ○ | 中小・ベンチャー企業に対する総合的支援体制の充実 | 優れた技術や製品を有しているが標準化活動の経験がない中小企業が、迅速かつ戦略的に国内外の標準化や認証獲得に取り組めるよう、情報提供、専門人材派遣、規格立案、国際交渉、認証取得等に関するフルパッケージの中小企業支援制度を構築する。(短期)【再掲】 | 経済産業省 | | 46に記載 |
| 75 | | | 異業種の専門家で構成されたチームによる支援を可能とすべく、知財総合支援窓口と、弁理士会、弁護士会、金融機関、商工会・商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会を始めとする関係機関との連携を強化する。(短期・中期) | 経済産業省 | 特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、知財相談窓口の専門家の活用状況について検証。 中小企業の多岐にわたる幅広い相談ニーズに対する支援体制の構築に向け、連携会議等の開催を始めとした他の支援機関との更なる関係強化を図ることで総合的な支援体制を充実。 | 引き続き、左記の取組を実施。 |
| 再掲 | | | 大企業・大学の技術でライセンス可能な知的財産権を中小・ベンチャー企業の商品化や事業化へとつなげるべく、地方自治体等連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | | 55に記載 |
| 76 | | | 技術情報の集積である特許情報について、我が国企業の研究開発投資の重点化や海外での円滑な事業活動等、中小・ベンチャー企業等のユーザーに資するよう「特許電子図書館」を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する。(短期・中期) | 経済産業省 | 新たな知的財産権情報提供サービスの構築を完了。 ・インターフェイスの見直し ・外部機関と連携した検索サービスの開始 | 外国特許庁や民間で無料提供されている標準的な機能の段階的な実現。 |

| | | | | | | |
|----|---|---|--|-------|--|--|
| 77 | | | 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業OBを含む専門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期) | 経済産業省 | 知財総合支援窓口において、海外知財財務に詳しい弁理士や弁護士などを含む専門家、海外知的財産プロデューサーの活用を通して、中小企業に対しアジアを含む海外知財情報を提供できる体制整備を更に推進。 | |
| 再掲 | | 中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実 | 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)【再掲】 | 文部科学省 | | 73に記載 |
| 78 | ○ | 中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者のマインド向上のための取組 | 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士・地方自治体の中小企業支援関係者といった人財に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度等の概要や実務上必要な諸制度等についての説明会等の拡大を図る。さらに、技術の目利きや知的財産の価値判断を促進すること等により、中小企業の知的財産について、経営者自身がその価値を再確認し、知的財産活動に積極的に取り組むための施策を推進する。(短期・中期) | 経済産業省 | 知財制度の概要及び諸制度に関する説明会を開催するとともに、中小企業・金融機関・税理士・中小企業診断士・地方自治体職員等を対象したセミナーに産業財産権専門官を派遣し、知財制度の他、知財と経営との関係や知財の活用事例、支援施策を説明し、知財マインドの向上・啓発に取り組む。 また、中小企業の知財に基づく資金調達や経営改善を促進させるため、知財調査会社が作成する中小企業の知財評価書支援や専門家による知的資産経営報告書の作成を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 |
| 79 | ○ | 海外知的財産プロデューサー事業の体制強化 | 今後、中小・ベンチャー企業等による海外展開が一層進むことで、知財面での一気通貫の支援の重要性が増していくことに鑑み、必要に応じて国内のみならず海外現地まで付き添って支援するなど、海外知的財産プロデューサー事業体制の強化を図る。(短期・中期) | 経済産業省 | 中小・ベンチャー企業等の海外展開に際し、知財面での一気通貫の支援を行うべく、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化を検討。 | 引き続き左記の取組を実施するとともに、可能な取組については着手を開始。 左記の検討結果を踏まえ、体制強化に関して、必要な措置を講じる。 |

| | | | | | | | |
|----|---|-------------------------------|--|-------|--|----------------|--|
| 80 | | | 優れた技術を有する中小・ベンチャー企業の知的財産に対する理解を深めるべく、中小・ベンチャー企業を直接訪問して相談を行う知財アドバイザー（企業OB等）派遣の拡大及び国の施策と地方公共団体の施策との連携の強化を図る。（短期・中期） | 経済産業省 | 優れた技術を有する中小・ベンチャー企業の知的財産に対する理解を深めるべく、中小・ベンチャー企業を直接訪問して相談を行う知財アドバイザー（企業OB等）派遣の拡大を行う。 各経済産業局等特許室と協力し、地域知財戦略本部等の場も活用しつつ、国と地方公共団体の施策の情報共有と連携強化を行うとともに、中小企業へ連携した施策周知を行う。また、予算措置等を含め連携強化に向けて必要な方策も検討。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 81 | ○ | 中小・ベンチャー企業等による知財活動の裾野拡大に向けた支援 | 知財総合支援窓口において、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」との連携に取り組み、知財支援の裾野拡大を図る。（短期） | 経済産業省 | 知財総合支援窓口において、中小企業・小規模事業者の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」との連携に取り組み、情報交換や知財に関する相談は積極的に知財総合支援窓口を紹介するなど連携を推進。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 82 | | | 公的機関の支援情報・支援施策（補助金・助成金等）の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する「ミラサポ」において、中小・ベンチャー企業向け知財関連情報の拡充を図るとともに、「ミラサポ」から知財関連ウェブサイトへのアクセス改善を図る。（短期） | 経済産業省 | 中小・ベンチャー企業への知財啓発を行うため、支援ポータルサイト「ミラサポ」において知財関連情報を拡充するとともに、利用者の目的に応じて必要な知財情報を容易に得ることができるよう、知財情報へのアクセス性を改善。 | 引き続き、左記の取組を実施。 | |
| 再掲 | | 知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保 | 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人材の確保を検討する。（短期）【再掲】 | 経済産業省 | | 56に記載 | |

| | | | | | |
|----|------------------------------|---|-------|--|--|
| 83 | 開放特許情報データベースの多言語化 | 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討する。(短期) | 経済産業省 | 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討を実施し、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について論点・課題を整理。 | |
| 84 | 各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進 | 各地域の経済産業局を中核として、地域知財支援ネットワークを強化しつつ、各地域の状況に合わせた知財支援の在り方について検討し、実施可能な取組から順次推進していく。(短期・中期) | 経済産業省 | 特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、地域の知財活動や支援人材の地域での偏在状況について検証。 各地域の経済産業局や知財総合支援窓口が中核となり、地域の中小企業などへの知財支援を行う他の機関などとのネットワークの強化について、連携会合等の実施可能な取組から順次推進。 | 引き続き、左記の取組を実施。 |
| 85 | 知財人財によるコンサルティングを促進するための環境整備 | 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期) | 経済産業省 | 弁理士の継続研修に中小企業診断士と連携した科目を設定し、弁理士に対する受講を促進するとともに、日本弁理士会と中小企業診断協会の協定に基づいて、更なる連携を進める。 | 左記の取組状況を踏まえ、必要な措置の検討・導入を行い弁理士と中小企業診断士との更なる連携を図る。 |
| 86 | | 海外展開に必要な知財関連情報を集積した新興国等知財情報データベースにおいて、新興国等における知財訴訟関連情報や知財リスク対応に係る情報を提供し、掲載情報の拡充を図るとともに、当該データベースの存在の周知とユーザー利便性の向上を進める。(短期) | 経済産業省 | 新興国等における知財訴訟関連情報・知財リスク対応に係る情報の提供や、情報収集対象国の拡大により、新興国等知財情報データベースの内容を拡充するとともに、当該データベースの存在の周知とユーザー利便性の向上を図る。 | ユーザーニーズなどを踏まえ、引き続き新興国等知財情報データベースの内容を拡充。 |

| | | | | | | | |
|----|---|---------------------|--|-------|--|--------------------------------------|--|
| 87 | ○ | 海外知財情報の収集・分析・発信等の強化 | 事例の情報を提供した企業が不利益を被らないように情報の匿名化や一般化を施した上で、知的財産にまつわる成功事例のみならず、典型的な失敗事例を収集し、その周知を図る。(短期) | 経済産業省 | 企業の知的財産にまつわる事例の収集を行うとともに、収集した事例を分析して開示手法等を検討。 | 左記の検討を引き続き行うとともに、検討結果を踏まえて、事例の周知を図る。 | |
| 88 | | | 既に海外展開している我が国企業や関係団体(国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)や海外現地の我が国企業による知的財産問題研究グループ(IPG)等)が有する知財保護等に関する情報を集約し、効果的な発信・共有を図る。(短期・中期) | 経済産業省 | 企業や権利者のニーズを踏まえ、政府総合窓口寄せられた相談事例や、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組事例の紹介等の情報発信を行うとともに、各省庁や関係機関が保有する情報へのアクセスが容易になるよう、HPの整備等を進める。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| 89 | | | 海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれるリスクを回避するための予防的支援及び係争が発生した際の緊急的支援の在り方を検証し、必要な措置を講ずる。(短期) | 経済産業省 | 特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、海外での知財訴訟等の係争に巻き込まれないための予防的支援及び係争が発生した場合の支援の在り方を検証。引き続き必要な措置を検討。 | 左記の検討を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 再掲 | ○ | 新興国との連携・協力の推進 | 新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人財育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣、審査結果・審査基準の発信強化等、意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメイドな連携・協力を進める。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | | 22に記載 | |

| | | | | | | | |
|----|---|--------------|---|-------|--|--|--|
| 再掲 | ○ | 審査・審判サービスの強化 | 地域における知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的ニーズを踏まえ、出張面接審査・地方面接審理・巡回審判やテレビ面接の活用、地域への審査官の短期・中長期の派遣等、地域の企業及び大学等に対する審査・審判サービスの強化を図る。(短期)【再掲】 | 経済産業省 | 8に記載 | | |
| 90 | | | 日本弁理士会が行っている、中小企業向けセミナー、出願等支援制度等の中小企業支援事業の更なる拡充の取組や、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等を促す。(短期) | 経済産業省 | 日本弁理士会による、中小企業支援事業の充実についての検討や、減免制度や補助金制度に関する弁理士向けの研修の実施等の取組を促す。 | 左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 | |
| 91 | ○ | 弁理士会による取組の推進 | 日本弁理士会による、中小ベンチャー企業等の支援実績に基づく弁理士の検索を可能とするなどの各弁理士に関する情報提供の取組や、会員処分実績の公表、特許事務所における情報管理の徹底を含む倫理研修の実施等の弁理士に対する信頼感の更なる向上に資する取組を促し、中小ベンチャー企業等による適切な弁理士の活用を図る。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小・ベンチャー企業等の支援実績に基づく検索を可能とするなどのために必要な弁理士ナビの改良、特許事務所における情報管理の徹底を含む倫理研修の実施などを促す。 ・日本弁理士会の会員処分における処分対象者の氏名及び処分の種類等をホームページで公表するスキームや、会の処分に関する組織に外部委員を登用するスキームの構築を促す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 ・左記スキームの構築状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入し、スキームの実施を促す。 | |

| | | | | | | | |
|----|---|------------------------|---|-------|--|---------------------------------|--|
| 92 | ○ | 新たな減免制度の周知と料金制度の見直しの検討 | 中小・ベンチャー企業及び大学が権利を取得しやすくするため、特許に関する新たな減免制度を周知するとともに、中小・ベンチャー企業を中心に利用されている意匠・商標を含め、更にイノベーションの促進に資する効果的な料金制度とすべく、見直しを検討し、必要な措置を講ずる。(短期) | 経済産業省 | 新たな減免制度を周知するとともに、料金制度の見直しを検討し、必要な措置を講ずる。 | 左記の実施状況を踏まえ、更なる施策が必要かどうかを不断に検討。 | |
| 93 | | | ユーザーの利便性を向上すべく、手続の簡素化を含む外国出願の補助金制度等についての実施可能な取組を順次推進する。(短期・中期) | 経済産業省 | ユーザーの利便性を踏まえ、外国出願補助金について、実施スキームを見直し、全国での事業実施、応募機会の拡大、全国一律の支援統一化のため、(独)日本貿易振興機構を全国実施機関、都道府県等中小企業センターを地域実施機関として実施。併せて、応募の際の申請様式を全国統一化し、添付書類についても一部簡素化。 | 左記の検討を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 94 | ○ | ニーズを踏まえた資金的支援施策の強化 | 中小・ベンチャー企業にとって費用負担が大きい先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、必要となる支援施策を講ずる。(短期) | 経済産業省 | 特許庁の中小企業・地域知財支援研究会において、先行技術調査支援を含む中小企業の知財戦略支援を検証。引き続き、中小企業の先行技術調査支援の具体化を検討。 | 左記の検討を踏まえ、必要な取組を実施。 | |
| 再掲 | | | 大学独自の戦略的活用が見込まれる重要特許については、引き続き、(独)科学技術振興機構により外国特許出願関連経費を支援する。(短期・中期)【再掲】 | 文部科学省 | | 再掲 | |

| | | | | | | |
|----|---|-------------------|--|-------|--|------------------------------------|
| 再掲 | ○ | 出願手続の統一及び簡素化 | 各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」及び「商標法に関するシンガポール条約」への加入を視野に入れ、特許及び商標の国内出願手続の見直しの検討を行うとともに、意匠制度の手続面の国際調和を目指し、各国知的財産庁等への働き掛けを行う。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | 11に記載 | |
| | | | 外務省 | | | |
| 95 | ○ | (独)工業所有権情報・研修館の活用 | 市場としての重要性がますます高くなる新興国に関し、我が国の中小・ベンチャー企業等の権利取得や模倣品対策の海外現地での支援を強化することを目的に(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用するなどの方策について検討を行う。(短期・中期) | 経済産業省 | 中小・ベンチャー企業の権利取得や模倣品対策の海外現地支援の強化を図るために、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の活用等の検討を行う。 | 左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。 |
| 96 | ○ | 専門家の海外派遣 | 各国知的財産法制に関する情報の調査、知的財産権に関する問題の集積・分析、運用改善の働き掛け、知的財産権の権利化及び保護支援、模倣品被害の実態把握、エンフォースメント支援、日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士・法曹有資格者・企業OB等を海外に派遣し、現地大使館やジェトロ等関係機関と連携の上、在外における支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期) | 経済産業省 | 弁理士をジェトロの海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等の実施を図る。 | 左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 |
| | | | | 法務省 | 在外における支援体制等の強化に向けた法曹有資格者の活用の在り方につき、関係機関と連携・協議。 | 左記の協議状況を踏まえ、更なる協議や必要な措置を実施。 |
| | | | | 外務省 | 経産省、法務省、ジェトロ等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組の強化を図る。 | 引き続き、左記の取組を実施。 |
| 再掲 | | 在外における現地サポート体制の強化 | 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促す方策を検討するとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | 26に記載 | |

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

第3. 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

| | | | | | | | |
|----|---|-----------------------------------|---|-------|--|---------------------|--|
| 97 | | | <p>著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)</p> | 文部科学省 | <p>クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業に関連して、著作権制度の在り方や円滑なライセンス体制の構築等について引き続き文化審議会著作権分科会において検討し、早期に結論を得る。</p> | 左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。 | |
| 98 | ○ | <p>新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備</p> | <p>クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)</p> | 文部科学省 | <p>関係府省と連携しながら、クリエイターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会において引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討。</p> | 左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | <p>クリエイターへの対価還元がなされ、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策について、諸外国における類似制度の状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、今後の制度の在り方の検討を行い、必要な措置を実施。</p> | 左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。 | |

| | | | | | | |
|-----|---|--------------------|--|-------|--|---------------------------|
| 99 | ○ | コンテンツ提供のプラットフォーム構築 | 日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組を支援するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) | 経済産業省 | 日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するプラットフォームとしてのJAPACON事業への支援を実施するとともに、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 総務省 | 放送番組の権利処理に係るデータベースや管理システムの構築等、民間での取組が促進されるよう支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 文部科学省 | 放送番組の権利処理や著作権情報の利活用に係るデータベース構築等に関する民間での取組が促進されるよう支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| 100 | | プラットフォームの形成の推進 | クリエイターの自由な表現活動が萎縮しないよう、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間の取り決めの透明化やルール作りの必要性を検討するとともに、プラットフォームに関し、対外的に日本企業が不利になるような自主規制や契約慣行により競争力の低下につながるものがないよう、業界の自主規制や慣行などの見直しの取組を支援する。(短期) | 経済産業省 | プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間のビジネスの現状に関するこれまでの取組やビジネス環境の変化を踏まえ、適切な競争環境が担保されるべく、事業者間の取決めの透明化やルール作りの必要性などに関する施策や、プラットフォームに関して国内コンテンツ事業者の競争力の低下を防止するための措置を検討し、必要に応じて実施。 | |

| | | | | | | | |
|-----|-------|---------------|---|--|---|---------------------------|--|
| 101 | ○ | | 電子書籍に対応した著作権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された著作権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援等、必要な措置を講ずる。(短期) | 文部科学省 | 電子書籍に対応した著作権の整備に係る著作権法改正の趣旨の周知等といった著作権制度の活用に向けた支援の実施や、海賊版対策の実施に向けた支援を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 書籍等の出版・電子配信に係る契約の在り方や当該契約の促進に関する課題について 検討を実施し、関係者への周知を行う。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| 102 | | 電子書籍の本格的な普及促進 | 電子書籍の普及拡大を図るため、個人の作品や専門書を含む多種多様な電子書籍コンテンツ数の拡大による利用者の裾野拡大といった民間の取組を支援する。(短期) | 経済産業省 | 関係府省と連携し、出版デジタル機構など、民間事業者による著作物の電子化及びコンテンツの流通促進に関する方策を検討し、課題解決に向けた取組を支援。 | | |
| 103 | | | オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外への普及促進を図る。また、電子出版のプラットフォームとなる次世代ブラウザに関して、縦書き文化の継承と世界への日本文化の発信を進めるべく、日本語に対応した縦書きレイアウトの国際標準化活動への参画などの取組に対する支援を行う。(短期・中期) | 総務省 | 電子書籍交換フォーマットの標準化及び普及促進を図るため、関係府省・関係団体と連携し、必要な措置を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | | | | | 次世代ブラウザにおける縦書きテキストレイアウトやルビなど日本語特有の表現に関連する仕様の国際標準化を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | 経済産業省 | | | 関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットのJIS化を進めるなど、標準化や普及促進を図る。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | | |
| 104 | | | 公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルール等の基盤整備について検証を行いつつ、必要な措置を講ずる。(短期) | 内閣官房 | 各府省ホームページについて、二次利用を促進するための利用規約の見直しを推進。また、二次利用が可能な公共データのデータカタログサイトの本格運用を開始し、民間等のニーズを踏まえた掲載データの充実を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |

| | | | | | | |
|-----|---|------------------------------|---|-------|---|---------------------------|
| 105 | ○ | 公共データの二次利用の促進・ビッグデータビジネスの振興等 | <p>情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護等と活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルール等の事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを活用する社会基盤や技術等のデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発等に取り組む。(短期・中期)</p> | 内閣官房 | 個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための制度見直しの内容を大綱として取りまとめ、来年通常国会への法案提出を目指す。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 総務省 | 2013年度に、ネットワーク仮想化技術の基本機能等を開発したことを踏まえ、引き続きビッグデータの利活用を支える情報通信ネットワーク基盤技術の確立に向けた研究開発などを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 文部科学省 | ビッグデータ利活用のためのデータ連携技術に関する予備研究の結果等を踏まえ、ビッグデータを利活用するための共通基盤技術や基盤の確立に向けた研究開発等を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 2013年度に実施したリアルタイム大規模データ解析処理基盤の研究開発を踏まえ、ビッグデータ利活用に向けた高度なデータ処理技術の確立に向けた検討を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | | パーソナルデータの利活用促進に当たって必要となる「消費者と事業者との信頼関係」の構築のために特に重要となる事業者による消費者に対するパーソナルデータの取扱いに関する情報提供や説明の内容について、消費者にとって十分に「分かり易い」ものになっているか評価する「評価基準」(前年度作成)の普及・活用の促進などを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |

| | | | | | | |
|-----|---|-----------|---|---|--|----------------------------------|
| 106 | ○ | 教育の情報化の推進 | <p>全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)</p> | <p>文部科学省</p> | <p>最先端のクラウド技術の活用による、学校間、学校と家庭が連携した指導方法や、教材・指導実践事例等の共有などに資する研究を実施。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p> |
| | | | <p>実証研究などの状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方の課題を整理。</p> | <p>左記の取組を踏まえ、デジタル教科書・教材について、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を実施。</p> | | |
| | | | | <p>総務省</p> | <p>教育分野におけるICT利活用を促進するため、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの実証研究を実施。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p> |
| 107 | | | <p>大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)</p> | <p>文部科学省</p> | <p>大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育に関し、著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会などにおいて検討を実施。デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方に関する検討と併せて、デジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討を実施。</p> | <p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|--|-------------------------------|--|-------|---|-------------------------|---|
| 108 | | インターネットにおけるコンテンツの自由な利用の促進 | クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザーが作成するユーザー・ジェネレーテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(短期・中期) | 文部科学省 | 「意思表示システムの在り方に関する調査研究」の結果などを踏まえ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの、広報を通じた普及などについて検討を行い、普及などのための取組を実施。 | 左記の取組を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 109 | | 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化 | クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャスト配信に係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) | 総務省 | 放送コンテンツについて、インターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、事前に二次利用を含めて許諾を得る契約の在り方を検討し、必要な取組を講じるとともに、前年度の検討結果を踏まえながら必要に応じて放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャスト配信に係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討。 | 左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。 | |
| | | | 産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンスを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) | 文部科学省 | | | 過去に文化審議会で行った検討結果も踏まえつつ、著作物などの権利帰属を一元化したライセンスの保護について、文化審議会著作権分科会などにおいて検討を実施。 |
| 110 | | | | 文部科学省 | | | |

| | | | | | |
|----|--|-----------------------|--|---|-------|
| 再掲 | | 中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化 | 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)【再掲】 | 文部科学省 | 73に記載 |
| 再掲 | | 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用 | 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)【再掲】 | 内閣官房 外務省 経済産業省 農林水産省 文部科学省 財務省 | 28に記載 |

第3. 2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

| | | | | | | |
|-----|---|-----------------|---|-------|---|---------------------------|
| 111 | ○ | アーカイブの戦略的利活用の推進 | 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた日本への関心の高まりを踏まえ、アーカイブを通じた日本の文化情報の海外への発信の強化の取組や、児童生徒一人一台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用等教育の情報化の本格展開が迫っていることを踏まえた教育分野でのアーカイブの利活用を促進する取組に関し、多言語化やユーザーコミュニティと連動したポータルサイトの整備等を促進する。(短期・中期) | 文部科学省 | インターネット上で我が国の文化遺産に関する情報を公開する「文化遺産オンライン」において、文化財情報の英訳や画像掲載率の向上等を通じて海外向けに日本の文化情報発信を強化。また、国立博物館が所蔵する国宝等の高精細画像を多言語(日・英・中・仏・韓)による解説とともに国内外に発信する「e-国宝」を引き続き充実。さらに、学校教育における文化関係資料のアーカイブに関する利活用促進のため、アーカイブの内容等に関する学校関係者への周知活動を実施するとともに、学校教育でのアーカイブの利活用も念頭に、様々な観点からアーカイブを検索可能とする取組を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 経済産業省 | コンテンツポータルサイトJAPACONを通じて、コンテンツ情報を集積するとともにデジタル・アーカイブに蓄積された情報の海外発信を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| 112 | ○ | 各種アーカイブの充実 | 文化創造や新たな産業の基盤となる知的インフラを構築するため、映画、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、書籍、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等のデジタルアーカイブ化等を、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ促進する。(短期・中期) | 文部科学省 | マンガ、アニメーション、ゲームといったメディア芸術作品に関し、一元的にアクセス可能な総合的なデータベースを整備・公開し、アーカイブ間の連携を推進。さらに各分野の文化関係資料のアーカイブの整備を推進していくための方策について検討し、結論を得た事項から必要な措置を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 文部科学省 | インターネット上で我が国の文化遺産に関する情報を公開する「文化遺産オンライン」において、文化財情報の英訳や画像掲載率の向上など、収蔵・公開するデータを引き続き充実。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | | アーカイブの構築・利活用に係る独立行政法人の体制強化を通じてアーカイブの取組を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |

| | | | | | | |
|-----|---|--------------------------|---|-------|---|----------------------------------|
| 113 | ○ | アーカイブの利活用促進のための環境整備等 | アーカイブの利活用促進のため、権利処理に係るデータベースの構築・整備、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化、利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備、利活用促進に資する実証的な取組等を促進する。(短期・中期) | 総務省 | 放送番組の権利処理に係るデータベースの構築・整備を行うことにより、放送番組の利活用を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 文部科学省 | 美術館、博物館等の収蔵品の画像データに係る権利処理に関し、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化及び利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 経済産業省 | コンテンツポータルサイトJAPACONを通じて、コンテンツ情報を集積するとともに、デジタルアーカイブの利活用に関する情報の海外発信を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| 114 | ○ | アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し | 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) | 文部科学省 | 著作権者不明の場合の裁定制度について、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化など、裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を実施。 | 左記の検討の状況を踏まえ、引き続き検討を行い、必要な措置を実施。 |

| | | | | | | |
|-----|---|---------------------|--|-------|--|---------------------------|
| 115 | ○ | メディア芸術分野等における取組の加速化 | メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けた今後の取組、映画フィルムやゲームといった資料減失等が課題となっている分野に関する取組を加速化させる。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。(短期・中期) | 文部科学省 | 「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」により整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、今後のメディア芸術関連分野において資料の減失等が課題になっている分野に関するアーカイブについて検討を行なうとともに、デザイン、メディア芸術など、日本の強みを活かした海外発信、人材育成等の取組などについて検討し、必要な措置を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | | アーカイブの構築・利活用に係る独立行政法人の体制強化を通じてアーカイブの取組を促進。また、「美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業」により、デジタル映像の超高解像度化の進展や諸外国における映画のデジタル保存に関する技術や法制度等について調査研究し、我が国における映画フィルムの保存の在り方を検討。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| 116 | ○ | アーカイブに関する基盤技術の開発等 | アーカイブ間の連携を実現する分野横断的検索システム等のアーカイブを効果的に利用可能とする技術や、アーカイブの記録・保存に係る技術等、アーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進する。また、各アーカイブ機関における、アーカイブ間連携に向けたデータの整備や他のウェブサイトやアプリケーション等からアクセス可能にする外部向けインターフェースの共通化と公開等の取組促進のための環境整備等を進める。(短期・中期) | 総務省 | 様々な分野のアーカイブにまたがるデータの横断検索を可能とする大規模情報利活用基盤に関する技術の研究開発を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | | デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、アーカイブ間連携に向けたデータの整備や外部向けインターフェースの共通化と公開に向けた技術の普及啓発等のためのデジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向けた取組を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 文部科学省 | アーカイブの記録・保存技術や分野横断的検索技術など、デジタルアーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 性能保証等の記録保存技術や大規模検索・閲覧技術など、将来的にデジタルアーカイブの構築に貢献し得る技術の研究開発を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---|-------|--|---------------------------|
| 117 | ○ | アーカイブ関連 人財の育成等 | アーカイブの構築をけん引 する人財や利活用をサポート する人財等アーカイブを支 える人財の育成等を支援す る。(短期・中期) | 総務省 | デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対 する専門家の派遣を始めとする支援など、デジ タルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の 連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に 資する取組を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 文部科学省 | 各分野の文化関係資料のアーカイブの整備・ 利活用を推進していくため、アーカイブを支える 人財の育成支援等の方策について検討し、結 論を得た事項から必要な措置を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| 第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化 | | | | | | |
| 第4. 1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携 | | | | | | |
| 118 | ○ | 海外における ローカライズ・プ ロモーション支援 の拡充 | コンテンツ海外展開等促進 事業(J-LOP)を通じて、テ レビ番組、映画、音楽、アニ メ等の日本のコンテンツの海 外展開を促進するため、字 幕や吹き替えの付与(ローカ ライズ)や、海外での見本市 やイベント等での売り込み (プロモーション)に対する支 援を引き続き実施する。ま た、利用者の意見を参考に しつつ、事業者間のマッ チングや事業者に対するコン サルティング機能の強化等を 図る。(短期・中期)(総務 省、経済産業省) | 総務省 | 引き続き、J-LOP事業を通じてコンテンツの 海外展開促進を支援する。特に、事業者間の マッチングや事業者に対するコンサルティング 機能の強化等を図る。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 経済産業省 | | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |

| | | | | | | |
|-----|---|-----------------------|--|-------|---|---------------------------|
| 119 | ○ | 異分野のコンテンツに係る一体的な施策の推進 | 海外における日本のコンテンツと、ファッションや食文化、観光業等との連携によって、日本のブランド力を向上させるべく、海外の放送番組やネットワークの活用、海外でのイベント間の連携の確保、海外展開を行う企業への支援等を一体的に実施する。また、政府及び公的機関による支援策とも連携を図るべく、官民の関係者による意見交換や交流の機会を提供する。(短期・中期) | 内閣官房 | クールジャパン施策の推進に向け関係省庁連絡会議を開催し、アクションプランの取りまとめや施策のフォローアップを行うとともに、海外でのイベントの連携確保や統一的なブランド構築に向けた戦略策定に向け、必要に応じ官民の関係者による意見交換や交流の機会を提供する。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 総務省 | 官民連携の横断的組織である放送コンテンツ海外展開促進機構をはじめとする関係機関や関係省庁とも連携しながら、製造業から音楽・ファッション産業等の周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築や地域活性化などを目的とした放送コンテンツの継続的発信を支援。 | 左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。 |
| | | | | 外務省 | 在外公館の下で、クールジャパン支援現地タスクフォースを核とし、現地関係者間の情報共有・連携を推進するとともに、必要に応じ、在外公館施設の活用を含めた民間ビジネスの海外展開を支援。また、日本の魅力を「日本ブランド」として発信する日本ブランド発信事業を関係府省と連携しつつ実施。 | 左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。 |
| | | | | 文部科学省 | 外務省や国際交流基金と連携して文化交流使を派遣し、各地で日本文化の紹介事業を行い、現地での文化イベントへの参加やワークショップを実施・交流することで、日本文化の魅力を発信。また、帰国後には交流使によるフォーラムを実施、各地でのニーズや文化状況などを共有。 | 左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 様々な分野のコンテンツに係る見本市や映画祭を総合的に発信するコ・フェスタの開催を通じ、我が国からの発信力を強化し海外での日本コンテンツへの需要を喚起する。また、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を行う。 | 左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。 |
| | | | | 農林水産省 | 海外主要都市における日本食文化週間の開催、日本料理のデモンストレーションなどを通じて日本食・食文化の普及を行う。また、国内でもジャパンフードフェスタなどを通じて日本の郷土料理などの紹介を行うなど、海外への発信を強化。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 国土交通省 | 関係省庁や支援機関と連携を図り、各海外市場における出展事業などにおいて、クールジャパン及びビジットジャパンが連携し、効果的な日本ブランドの発信を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |

| | | | | | | |
|-----|---|---------------------|---|-------|---|---------------------------|
| 120 | ○ | 放送番組の海外展開の促進 | 2013年8月に官民連携の横断的組織として設立された「一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構」の機能も十分に活用しながら、我が国の放送コンテンツの海外における放映や配信等の促進に向け、必要な支援策を講ずる。(短期・中期) | 総務省 | 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)も活用した放送コンテンツの海外展開支援やJ-LOP事業等を通じた支援により日本のコンテンツの継続的発信を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| | | | | 外務省 | 文化無償資金協力を通じ、開発途上国のテレビ局における日本の教育・ドキュメンタリー番組の整備を支援。また、国際交流基金を通じ、日本文化紹介の観点から、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 |
| 121 | ○ | 放送番組と他の産業の連携による海外展開 | 放送番組と他のコンテンツや周辺産業との連携によって、海外でのブランド作りに向けた相乗効果を得るべく、例えば、放送コンテンツ海外展開促進機構やクールジャパン機構等の関係機関の連携により、海外プロジェクトの実施、情報の共有、人的交流等を促進するほか、業界間の連携促進に向けた支援を行う。(短期・中期)(総務省、経済産業省) | 総務省 | 放送コンテンツ海外展開促進機構やクールジャパン機構等の関係機関が連携し、放送番組を活用した海外での日本ブランド育成、情報交換、人的交流等を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 経済産業省 | | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| 122 | ○ | 権利処理の円滑化による二次利用の促進 | 放送番組に係る権利処理の円滑化に向けた取組を一層強化すべく、映像コンテンツ権利処理機構(aRma)による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を行い、一元的な窓口としての機能強化を図る。(短期・中期) | 総務省 | 映像コンテンツ権利処理機構による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 文部科学省 | | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |

| | | | | | | | |
|-----|---|---------------------------|---|-----------|---|---------------------------|--|
| 123 | ○ | 当初から海外販売を想定した放送番組の権利処理 | 放送番組の海外展開に際して、当初から海外での販売を想定して権利処理を行うことの重要性に鑑み、海外展開が予定される特定の番組を対象として、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る試行的な取組を行う。(短期・中期) | 総務省 | 2013年度の実証実験の結果を踏まえ、海外展開が予定される特定の番組を対象に、実演家・レコード原盤権の権利処理に係る実証実験を行う。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 124 | ○ | 海外現地での官民一体となった市場調査やビジネス展開 | 日本コンテンツへの関心が高く市場として有望なアジア新興国において、現地でのニーズや外国勢の動向等についての情報収集を行った上で、情報発信や活動の効果を高めるべく、現地での拠点作りの取組を支援するとともに、引き続き在外での企業活動の支援を行う。(短期・中期) | 内閣官房、関係省庁 | 海外における市場動向や外国勢の動向について調査を行うとともに、在外公館やジェトロなどが現地でのビジネス展開を行う企業に対する支援を行う。また、海外における拠点整備の構築に向けた民間での取組を促進すべく、必要な助言や情報提供を行う。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 125 | ○ | 海外展開に当たってのリスクマネーの供給 | 海外における日本コンテンツと他産業との連携により総合的な輸出拡大につなげるべく、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を引き続き実施する。(短期・中期) | 経済産業省 | 関係機関とも連携し、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給や専門家派遣、助言等の支援を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 126 | ○ | 海外での外国番組の規制等の撤廃 | 海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期) | 外務省 | | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める或いは日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働きかけを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 総務省 | | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 文部科学省 | 日中韓文化大臣会合を始めとする国際会議や当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |

| | | | | | | | |
|-----|---|-------------------------|--|-------|--|---------------------------|--|
| 127 | ○ | クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成 | 海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援する。(短期・中期) | 文部科学省 | 新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。また、アニメ・マンガの分野でグローバルに活躍できるクリエイターを育成すべく、産官学連携によるモデルカリキュラムの開発や実証実験など民間での人財育成の取組を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | 米国の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、国際的なコンテンツ制作のノウハウなどに関するセミナーを開催し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 128 | ○ | 国際共同制作の推進 | 我が国のコンテンツの現地での受容を高めるため、海外への我が国のコンテンツの一方的な発信だけでなく、海外現地の文化やニーズに合わせた番組制作活動や現地の放送局等との国際共同制作等国際的な創造発信活動を支援する。(短期) | 経済産業省 | 関係省庁と連携し、ユニジャパンによる国際共同製作の認定事業への支援等を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| | | | | 文部科学省 | 日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| | | | | 総務省 | 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)も活用しつつ、我が国の放送局及び製作会社等と海外放送局等による国際共同製作への支援等を通じて、日本のコンテンツの継続的発信を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |

| | | | | | | |
|-----|---|----------------|--|-------|--|---------------------------|
| 129 | ○ | 国際見本市等の開催支援 | 海外のファンやバイヤー等に対する我が国のコンテンツの発信の機会を拡大すべく、東京国際映画祭やジャパン・コンテンツ・ショーケース(JCS)等の国内で開催する国際映画祭や国際見本市等の開催を支援する。(短期・中期) | 文部科学省 | 中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭や国際美術展などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| | | | | 経済産業省 | コ・フェスタの開催を通じ、国内で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、クリエイター・バイヤー招聘や若手クリエイター発掘強化を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| | | | | 外務省 | 国際交流基金等、関係省庁と連携し、東京国際映画祭等のコンテンツ関連イベントの開催を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| 130 | ○ | 海外の権利処理団体の育成支援 | 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期) | 文部科学省 | 海外の政府機関や集中権利管理団体の職員を対象に、集中管理団体制度の整備や強化に資するセミナーや研修を国内外で実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 我が国コンテンツの海外での権利保護に向けて、現地の政府当局や動画配信事業者等と我が国のコンテンツホルダーとの関係構築に資する取組を支援・実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |

| | | | | | | |
|----|---|--------------------------------|--|-------|----------------|--------|
| 後掲 | ○ | 海外における正規版流通と一体となった模倣品・海賊版対策の推進 | 官民一体となった働き掛け等により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化するとともに、正規コンテンツの流通促進のための取組を一体的に推進する。(短期) | 関係省庁 | 142、143、144に記載 | |
| | | | 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。(短期) | 経済産業省 | | 145に記載 |
| | | | | 文部科学省 | | |
| 再掲 | ○ | コンテンツ提供のプラットフォーム構築 | 日本コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を確保すべく、コンテンツを分野横断的に紹介するためのプラットフォーム構築に係る取組を支援するとともに、コンテンツに関するデータベースの構築や、国際的に共通化されたコンテンツの管理システムの導入に向けた民間での取組が促進されるよう、必要に応じて支援を行う。(短期・中期)【再掲】 | 経済産業省 | 99に記載 | |
| | | | | 総務省 | | |
| | | | | 文部科学省 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--------------|---|-------|---|---------------------------|--|
| 131 | ○ | インバウンド施策との連携 | 海外からの日本コンテンツのファンの誘致、海外のアーティストやクリエイター等の我が国での活動促進、海外からのロケ撮影の誘致等を進めるべく、地域資源、ファッション、食文化等の発信や、ハラル対応を含めたビジット・ジャパン事業との連携等、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組に合わせ、必要な措置を講じる。(短期)(内閣官房、経済産業省、総務省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、外務省) | 内閣官房 | 関係省庁及び支援機関等と実施するクールジャパン戦略会議の取組を通じて、クールジャパン施策とビジット・ジャパンの連携を図る。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | J-LOP支援事業等を通じたコンテンツの海外展開支援により、訪日外国人旅行者の効果的な誘致に寄与。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 総務省 | 放送コンテンツの海外展開支援やJ-LOP事業等を通じて、海外への日本の魅力等の継続的な発信を促進し、訪日外国人旅行者の増加に貢献。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 国土交通省 | 個人手配による訪日客の増加のため、航空会社などと連携し、戦略的に訪日促進の取組(メディア招請、共同広告など)を展開。 ・個人旅行の情報源として広く活用されているインターネット上の「ロコミ」を促進するため、日本の魅力・価値をSNSで発信。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 農林水産省 | 海外メディアを使った広報などを通して、日本の食・食文化の魅力を海外へ発信することで、訪日外国人やMICEの効果的な誘致に寄与。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 文部科学省 | 日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作等に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施する。 また、文化交流使を派遣し、各地で日本文化の紹介事業を行い、現地での文化イベントへの参加やワークショップを実施・交流することで、日本文化の魅力を発信する。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 外務省 | 在外公館が有する強みや資源を活用しながら、観光庁、日本政府観光局及び現地における日本関係機関(国際交流基金など)とともに、訪日旅行の海外プロモーション事業(出展事業・イベント)を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |

| | | | | | | |
|-----|--|------------------------|--|-------|---|--|
| 132 | | 国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化 | 首脳外交やダボス会議といったグローバルに影響力を有する人々が集まる国際会議などにおいて、日本ブランドの持つ強みや魅力、「おもてなし」といった日本的な価値の対外アピールを強化し、併せて日本食材や日本産酒類などの普及促進を図る。(短期) | 内閣官房 | 9月に行われるサマーダボス(中国)と1月に行われるダボス会議(スイス)において、「ジャパンナイト」を開催し、政府広報と連携し、日本の強みや魅力、日本的な価値を、世界中から集まる各界のリーダーに対し発信。 | |
| | | | | 外務省 | 周年事業など外交上重要な機会に、音楽公演などの文化事業を実施したり、和食や日本産酒類を提供する場を設けることにより、日本の魅力発信を強化。 | |
| | | | | 経済産業省 | 様々な機会を捉え、日本ブランドの強みや魅力を発信。 | |
| | | | | 農林水産省 | 首脳の外交先国など国際会議の開催に合わせて日本食を提供するとともに、日本文化を紹介。 | |
| | | | | 財務省 | 各種国際会議などでの日本産酒類の提供支援や専門的知識を有する職員の派遣。 | |
| | | | | 文部科学省 | 国際会議やシンポジウムなどのレセプションの機会を通じて、日本食材や日本産酒類などの普及促進を実施。 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|--|----------------|--|-------|--|---------------------------|--|
| 133 | | 海外からのロケ撮影の誘致促進 | 海外からのロケ撮影の誘致に向けて、コンテンツ特区において得られた成果について他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を講じる。(短期) | 内閣府 | 一定期間ごとに行う総合特区計画の評価結果を踏まえ、関係府省の施策に適切に反映しながら、総合的な支援を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| | | | | 経済産業省 | コンテンツ特区において得られた成果について、他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を実施。 | | |
| | | | | 国土交通省 | コンテンツ特区におけるロケ撮影の円滑化のための取組などの成果について、必要に応じて関係機関などと連携しつつ、他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を実施。 | | |
| | | | | 警察庁 | コンテンツ特区において具体的な成果があった場合には、その成果を他のコンテンツ特区に適用できるか否かについて検討を行い、必要な措置を実施。 | | |
| 134 | | | 地域資源を活用して日本の多様な魅力を発信するため、全国各地でのフィルムコミッションなどとの連携やロケ地情報の集約・提供などを通して、地域でのロケ撮影の受入れ体制整備を推進する。(短期) | 経済産業省 | 関係者とも連携のうえ、地域でのロケ撮影受け入れ体制整備推進のため検討を実施。 | | |
| | | | | 文部科学省 | 各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトを活用し、国内外に向け情報提供を実施。 | | |

| | | | | | | |
|-----|---|-------------------------|--|-----------|---|---------------------------|
| 135 | | 個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化 | MICE誘致のためのマーケティング戦略の構築、受け入れ環境の整備などを通じ、MICE誘致の国際競争力強化を図る。(短期) | 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> ○マーケティング戦略の高度化 ・特に効果が高いと期待される都市を対象に、アドバイザー派遣やマーケティング戦略の実施支援などのマーケティング戦略の高度化のための取組を実施。 ○受け入れ環境の整備 文化施設や公共空間などのユニークベニューの開発・利用促進を検討し、イベント開催の活性化を図る。 ○誘致対象の掘り起こし ・MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上など、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。 | |
| 136 | ○ | 地域を拠点としたコンテンツの創造と海外への発信 | 地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期) | 文部科学省 | 海外から招へいした外国人芸術家の創作活動拠点の構築や、海外の優秀な若手クリエイター等を招へいし、研修・研究の機会を提供する取組や、国内の関連施設・教育機関・企業等の連携の拠点構築等を支援。また、地方公共団体による文化芸術の創造発信事業を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 海外のクリエイターの地域への派遣により地域の優れた製品の発掘や連携などを促進するほか、地域が主体となった各種イベントにおける情報発信への支援などを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |
| 137 | ○ | 他のコンテンツ分野における戦略の策定 | 音楽産業の国際展開の促進に向けた取組を進めるとともに、他のコンテンツ分野においても、対象国や業種固有の事情を踏まえた国際展開の戦略の策定や業界内での連携等についての検討が進められるよう、必要に応じ支援を行う。(短期) | 内閣官房、関係省庁 | 各コンテンツ分野の国際展開の状況変化を踏まえ、コンテンツの国際展開に関するセミナーの開催や海外での情報収集、業界と支援機関の連携強化等の取組等が促進されるよう、業界関係者への提言や助言を行うなど必要に応じ支援策を講じる。 | 左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 |

地域ブランドの確立

| | | | | |
|---|-------|--|---------------------------|--|
| 地域の優れた産品や技術、文化資産(文化財、アニメ、ファッション、食などを含む。)などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となった取組を実施する。(短期) | 経済産業省 | クリエイターなどの派遣や異業種間連携などにより地域の優れた産品などの発掘や連携を促進。 | | |
| | 文部科学省 | 「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」により、地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業を支援し、地域活性化を推進。 | | |
| | | 地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。また、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| | | 日本の優れた文化財を紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の寄与を目的として文化財海外交流展を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| | 農林水産省 | 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉などに活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市の農山漁村の共生・対流を推進。 | | |
| | | 地域における食農林水産物・食品のブランドの構築の取組を促進するため、知的財産権の総合的な活用を含めた支援を実施。 | | |

| | | | | | | |
|-----|--|--------------------------|---|---|--|-------------------------|
| 139 | | | 地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(短期) | 文部科学省 | 第1回となる2014年「東アジア文化都市」を横浜市において、実施。年間を通じて、様々な文化芸術イベントを企画・開催。日中韓3か国による共同事業(共同制作公演や展覧会など)や1か月程度の中核期間を設け、集中的に文化芸術関連事業を実施。 | |
| | | | | 国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、横浜市、神戸市、金沢市、鶴岡市、篠山市が発起幹事を構成し設立された「創造都市ネットワーク日本(Creative City Network of Japan)」などによる、国内の創造都市間の連携・交流活動、海外の創造都市との交流、国際ネットワークとの連携を進めるプラットフォームの構築、などを実施。 | | |
| 140 | | | 我が国の高品質な農林水産物・食品の高付加価値化・ブランド力向上に資する地理的表示(GI)の保護制度を導入し、輸出促進を図る。(短期・中期) | 農林水産省 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の制定を受け、地理的表示の保護制度の実施に向けた準備を実施。 | 制度の導入と地域への定着を図る。 |
| 141 | | 日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ制作の促進 | 高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケーション(3次元プリンターなどでデジタルデータを基に造形すること)といったコンテンツ制作の高度化・効率化に有効な先端技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率的に行うための取組を支援する。(短期) | 総務省 | 多視点3D映像の圧縮符号化方式を実装した実験システムを構築。また、多視点3D映像の撮像技術の研究開発を推進し、3次元空間モデル構築技術を確立。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| | | | | 経済産業省 | 業界団体などと連携し、コンテンツ制作における工程管理の標準化やクラウド環境の活用など、コンテンツ制作の効率化に資する取り組みを支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |

第4. 2. 模倣品・海賊版対策

| | | | | | |
|-----|---|--|---|----------------------------------|--|
| 142 | ○ | <p>模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ(ISP)と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。(短期)</p> | <p>外務省</p> <p>各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。</p> | <p>左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。</p> | |
| | | | <p>経済産業省</p> <p>各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | <p>各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | <p>総務省</p> <p>・国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。 ・インターネットサービスプロバイダと権利者等によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を支援。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | <p>文部科学省</p> <p>権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。また、平成24年度からはインドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムに対しても協議の対象国を拡大。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | <p>警察庁</p> <p>・中国などの外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除要請を実施。 ・ウイルス対策ソフト事業者等と連携し、海外の偽ブランド品販売サイトによる消費者被害の拡大防止に向けた取組を実施。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。</p> | |

| | | | | | | | |
|-----|---|---|-------|--|--|--------------------------|--|
| | | 海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進 | | 財務省 | <ul style="list-style-type: none"> ・途上国・新興国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、国際機関(世界税関機構等)や産業界と協力するなどして、技術協力を実施。 ・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 | |
| | | | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国農林水産物・食品について、海外における産地偽造品や模倣品、我が国の地名の商標出願について調査を実施。 ・農林水産物・食品の知的財産保護を図るため、政府間交流の場を通じて模倣品対策の強化への働きかけを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | | |
| | | | 消費者庁 | 海外著名ファッションブランドの権利者等と連携し、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトの公表を推進。また、模倣品販売に関する消費者トラブルの相談実態等をホームページ上で公開するとともに、模倣品トラブルの未然防止に必要な情報を提供。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | | |
| 143 | ○ | 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。(短期) | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵害対策と並行して、国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信事業者とのマッチングなど、著作権侵害発生国での正規配信を推進する取組を支援。 ・利用者を侵害コンテンツから正規版コンテンツに誘導する仕組みの構築に向けた取組を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | | |
| 144 | ○ | コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。(短期) | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵害発生国政府と共催で消費者に対する普及啓発イベントを実施するなど、侵害発生国での著作権の普及啓発活動を支援。 ・侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | | |

| | | | | | | | |
|-------|---|----------------|---|-------|--|---------------------------|--|
| 145 | ○ | | 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。(短期) | 経済産業省 | 我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知的財産制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | | | | 文部科学省 | 侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査、当該国・地域における権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や集中管理団体職員などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| | | | | 外務省 | 在外公館を通じた知的財産制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。 | 左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。 | |
| 再掲 | ○ | 海外の権利処理団体の育成支援 | 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)【再掲】 | 文部科学省 | 130に記載 | | |
| 経済産業省 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|--------------------|--|--|--|---|--|
| 146 | ○ | グローバルな模倣品・海賊版対策の強化 | <p>グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。(短期)</p> | <p>外務省</p> <p>経済産業省</p> <p>文部科学省</p> <p>農林水産省</p> <p>総務省</p> <p>法務省</p> <p>財務省</p> | <p>ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、協定を巡る国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進。</p> | <p>相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえつつ、継続的な働きかけを実施。</p> | |
|-----|---|--------------------|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|-----|---|-----------|---|--|--|--|----------------|
| 147 | ○ | 通商関連協定の活用 | 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) | <p>内閣官房</p> <p>外務省</p> <p>経済産業省</p> <p>農林水産省</p> <p>文部科学省</p> <p>財務省</p> | <p>自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)などの二国間・多国間協定を通して、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。</p> <p>TPP協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。</p> | <p>自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)などの二国間・多国間協定を通して、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。</p> <p>既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。</p> | 引き続き、左記の取組を実施。 |
|-----|---|-----------|---|--|--|--|----------------|

| | | | | | | |
|-----|---|---------|--|--|--------------------------------|--|
| 148 | ○ | 国内取締り強化 | <p>模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、二セモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。(短期)</p> | <p>財務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の税関において知的財産侵害物品の集中取締りを実施するなどにより取締りを強化。 ・権利者等からの情報提供を受けるなど産業界との一層の連携を実施。 ・国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。 | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | | <p>警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。 ・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。 ・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。 | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | | <p>経済産業省</p> <p>知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |
| | | | | <p>文部科学省</p> <p>一般の国民、都道府県の著作権事務担当官、図書館職員及び教職員を対象として開催する各種講習会やホームページを通じて、著作権保護に関する普及啓発を実施。</p> | <p>引き続き取組を実施。</p> | |
| | | | | <p>農林水産省</p> <p>特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の制定を受け、地理的表示の保護制度の実施に向けた準備を実施。</p> | <p>制度の実施と地域への定着を図る。</p> | |
| | | | | <p>消費者庁</p> <p>模倣品販売に関する消費者トラブルの相談実態等をホームページ上で公開するとともに、模倣品トラブルの未然防止に必要な情報を提供。</p> | <p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p> | |

第4. 3. コンテンツ人財の育成

| | | | | | | |
|-----|---|-------------------------|--|-------|--|-------------------------|
| 再掲 | ○ | クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成 | 海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援する。(短期・中期) 【再掲】 | 文部科学省 | 127に記載 | |
| | | | | 経済産業省 | | |
| 149 | ○ | | 専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用したクリエイターの育成強化事業に関し、2013年度に行ったカリキュラム開発の結果を踏まえた実証実験を行うなど、民間における人財育成の取組が推進されるよう支援を行う。(短期・中期) | 文部科学省 | アニメ・マンガの分野でグローバルに活躍できるクリエイターの育成に向け、産官学連携によるモデルカリキュラムの開発や実証実験を行うなど、民間での人財育成の取組を支援 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| 再掲 | ○ | アーカイブに係る人財の育成 | アーカイブの構築をけん引する人財や利活用をサポートする人財等アーカイブを支える人財の育成等を支援する。(短期・中期) 【再掲】 | 総務省 | 117に記載 | |
| | | | | 文部科学省 | | |

| | | | | | | | |
|-----|---|---------------------|---|-------|--|---------------------------|--|
| 150 | ○ | 若手クリエイターの育成・発表機会の提供 | 若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期) | 文部科学省 | 文化庁芸術祭、文化庁メディア芸術祭、若手アニメーター等人材育成事業、短編映画作品支援による若手映画作家の育成、芸術選奨や次代の文化を創造する新進芸術家育成事業において、若手を対象とした顕彰や、作品制作及び受賞作品などの発表機会の提供などを実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 | |
| 151 | | クリエイターの裾野の拡大 | クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期・中期) | 文部科学省 | 「文化芸術による子供の育成事業」により、小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |
| | 子どもたちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得する取組に対して支援を実施。 | | | | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | | |
| 152 | | | 学校教育において、子どもたちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子どもを育成するキャリア教育を推進する。(短期・中期) | 文部科学省 | 小・中・高校における職場体験やインターンシップ等の実施を地域社会が支援する体制を形成するとともに、キャリア教育の充実が求められている高等学校(特に普通科)における実践の強化に資する調査等を実施することを通じて、我が国の学校教育において、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の実践に取り組む。 | 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 | |

| | | | | | | |
|-----|---|------------------------|---|---------|---|-------------------------|
| 153 | | 若手クリエイターの育成 | 遠隔地にいる多くの人による活用や交流を容易にするためにインターネットを利用するなど、効果的なクリエイターの育成を支援する。(短期) | 文部科学省 | 国内外における研修や発表の機会を提供することにより、新進芸術家などの育成を図る。 また、国内の芸術団体などが実施する育成事業を支援し、幅広く国内クリエイターの育成を図る。 | |
| | | | | 総務省 | 効果的にクリエイターを養成する上で有用な仕組みである遠隔教育の活用を含めた仕組みについて、活用の動機づけや拡大などにつながる取組を実施。 | |
| 154 | ○ | コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化 | コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイターの就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイターの携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期) | 公正取引委員会 | コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には積極的に対処。 | |
| | | | | 総務省 | 放送コンテンツの製作取引環境の一層の改善に向けて「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に係る周知啓発活動を実施。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |
| | | | | 経済産業省 | ・コンテンツ業界の「製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発」を進めることで下請事業者の利益の保護を図る。 ・平行してコンテンツ産業の国際展開をすることにより、コンテンツ産業の制作現場に利益が還元する好循環を作るべく取組を推進。 | 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。 |